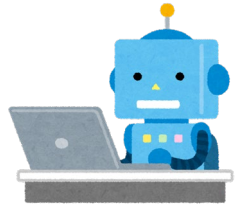


第二部 パネルディスカッション

税理士業務のデジタル化と 第六世代電子証明書



= 社会のデジタル化により税理士に求められる変革 =
電子申告からDXへ

【パネリスト】

- 山口 伸二 氏（日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会 委員長）
- 坂井 昭彦 氏（日本税理士会連合会 デジタル・システム委員会 副委員長）
- 新井 聡 氏（NTTビジネスソリューションズ株式会社 バリューデザイン部 ソーシャルイノベーション部門トラストビジネス担当マネージャ）

第二部 パネルディスカッション

目次

- 1. はじめに … 社会のデジタル化と税理士 … p 3
- 2. 電子申告の歴史 … たかが20年されど20年 … p 4 2
- 3. 電子証明書とは何か … 意味としくみを知って使う … p 4 6
- 4. 第6世代電子証明書 … クラウド型になった理由は … p 6 0
- 5. 求められる変革とは … 単なる「電子化」ではない … p 7 3
- 6. おわりに … 誰一人取り残さない世界へ … p 7 5

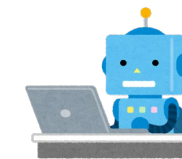
第二部 パネルディスカッション

1. はじめに

社会のデジタル化と税理士



1 - 1 . 社会のデジタル化と税理士



1-1-1 現状認識のために … デジタル化とは …

税理士を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。

今や世の中、猫も杓子もデジタル化の時代になりました。技術革新や経済環境の悪化により、我々に関係の深い税務行政のデジタル化だけではなく、社会全体が産業構造や都市開発なども含め丸ごとデジタル化の波に飲みこまれようとしています。

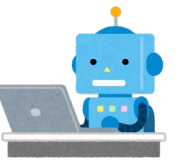
この「デジタル化」というのは、単に「紙を電子にする」という「電子化」や「ペーパーレス」といった意味合いだけではなく、昨今では主に「ICT化」を意味する言葉として使われています。

IT(情報処理技術) + CT(通信技術) = ICT(情報通信技術)



情報を電子化して 通信回線に乗せて 活用する技術！

1 - 1 . 社会のデジタル化と税理士



1-1-2 「デジタル化」という言葉を、より正確に理解する … 段階と意味 …

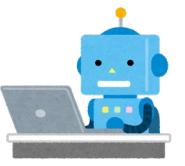
- 第一段階 書類の電子化 → デジタイゼーション (単純な電子化 … ペーパーレス化など)
- 第二段階 業務の電子化 → デジタライゼーション (ICT化 … つないで連動・自動化)
- 第三段階 業務等の変革 → デジタル・トランスフォーメーション (DX…**生き残りのための変革**)
- 第四段階 人材の電子化 → エーアイ・トランスフォーメーション (AIX…AIを活用した**変革**)

【DXの定義】 … IT専門調査会社のIDC Japan 株式会社による定義 (経済産業省の「DXレポート」で紹介)

“企業が外部エコシステム (顧客、市場) の破壊的な変化に対応しつつ、内部エコシステム (組織、文化、従業員) の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム (クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術) を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること”

※ (出典) Japan IT Market 2018 Top 10 Predictions: デジタルネイティブ企業への変革-DXエコノミーにおいてイノベーションを飛躍的に拡大せよ, IDC Japan プレスリリース, 2017年12月14日

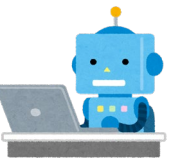
1 - 1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-3 税理士に求められるデジタル化とは … 3つのDXへの対応が必要 …

- ① 税務行政DXへの対応（日本の生き残りをかけた社会・行政のデジタル化を理解する）
- ② 税理士自身のDX対応（デジタル化の時代にどう適応し、業務の改善進歩をはかるか）
- ③ 納税義務者のDX対応（デジタル化の時代にどう支援し、納税者利便向上をはかるか）

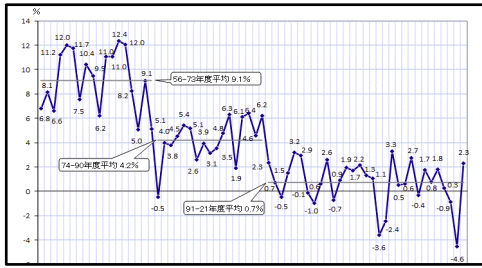
- ◎ いま、なぜ、デジタル化なのかという現状認識をしっかりと行った上で3つのDXに的確に対応することが重要。
- ① 税務行政DXへの対応 … 歴史的経緯を知り、デジタル社会形成基本法、**税理士法改正の意味**を理解すべし！
 - ② 税理士自身のDX対応 … 税理士、あるいは、事務所が、デジタルを活用して**生き残りをかけた変革**を行う！
 - ③ 納税義務者のDX対応 … 納税者が、デジタル化の時代に対応できるよう**情報提供**を行い、**変革を支援**する！



1 - 1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-4 社会のデジタル化が進められている理由 … 歴史的経緯と国策 …

① 日本経済の低迷



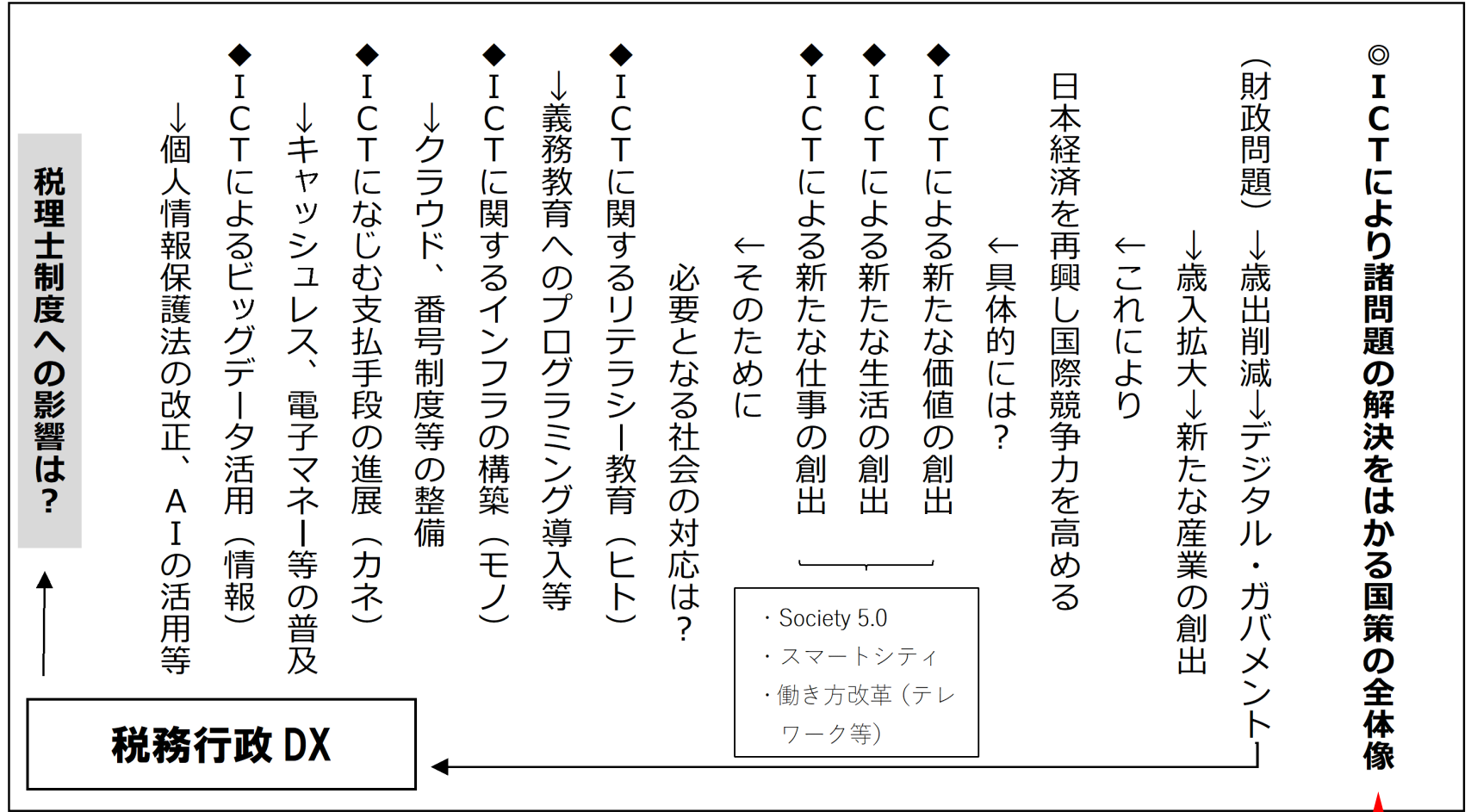
② 情報通信技術の進化・発展



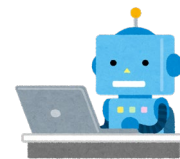
③ 情報通信網の爆発的な普及とICT業界の好況



④ ICTにより諸問題の解決を図る国策の実行

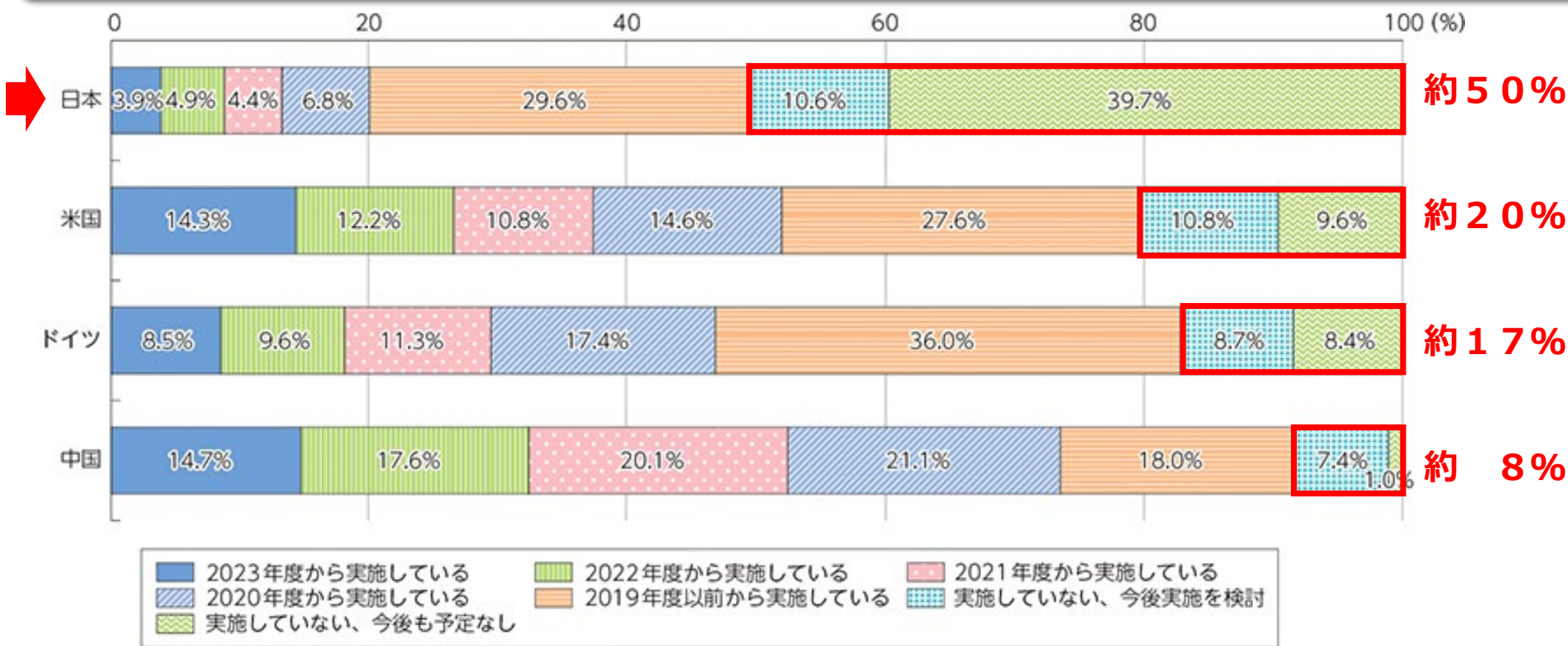


1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-5 社会のデジタル化が進められている理由 … 日本の中小企業の現状 …

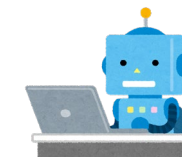
デジタル化が遅れている日本の現状にもっと危機感を！これが世界の現実です。



日本はデジタル化への取組を実施していない企業の割合が50%超！
 うち、中小企業の割合は75%超！

※デジタル化に取り組んでいる企業を抽出するためのスクリーニング調査の結果に基づく (出典) 総務省 (2024) 「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-6 社会のデジタル化が進められている理由 … 産業のデジタル化 …

平成30年9月7日 経済産業省

DXレポート

～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～

「DXレポート」は、経済産業省が遅々として進まない日本企業のデジタルトランスフォーメーションを推進するために作成・公開した一連の報告書です。

これらのレポートには、企業がDXを進める際の指針や課題を分析した上で、具体的なアクションプランが提示されています。

当初の報告書では主には大企業の基幹システムの老朽化等が原因で発生する諸課題を2025年までに克服できなければ最大12兆円の経済的損失が発生するとして警告を発していましたが、その後は企業単位ではなく産業単位でのDX推進を推奨しています。

DXレポート2.2の背景と概要

DXレポート

～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～
2018年9月公表

「レガシーシステムから脱却し、経営を変革」

各種政策ツール

DX推進指標、デジタルガバナンス・コード、DX認定など

DXレポート2

2020年12月公表

「レガシー企業文化から脱却し、本質的なDXの推進へ」

これまでは示せなかった「目指す姿」を具体化する必要性

- ・ 既存産業の延長ではなく、新たな産業（＝デジタル産業）構造の姿
- ・ 従来の長期スパン（約2年間）ではなく、スピード感をもって情報を発信

DXレポート2.1

2021年8月公表

「目指すべきデジタル産業の姿・企業の姿を提示」

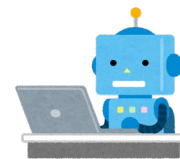
DXレポート2.2

2022年7月公表予定

「デジタル産業への変革に向けた具体的な方向性やアクションを提示」

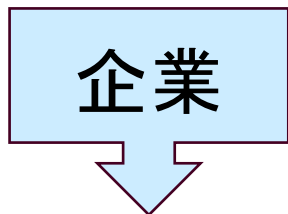
- ・ 具体的には、企業に向けて以下3点のアクションを提示
 - ✓ デジタルを、省力化・効率化ではなく、収益向上にこそ活用すべきであること
 - ✓ DX推進にあたって、経営者はビジョンや戦略だけではなく、「行動指針」を示すこと
 - ✓ 個社単独ではDXは困難であるため、経営者自らの「価値観」を外部へ発信し、同じ価値観をもつ同志を集めて、互いに変革を推進する新たな関係を構築すること
- ・ 上述を実現するための仕掛けとして、「デジタル産業宣言」を策定
- ・ さらに、宣言の実効性を高めるうえで、デジタルガバナンス・コードへの組み込みを検討

1-1. 社会のデジタル化と税理士

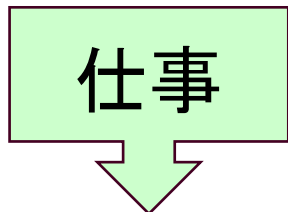


1-1-7 社会のデジタル化が進められている理由 … 仕事や生活のデジタル化 …

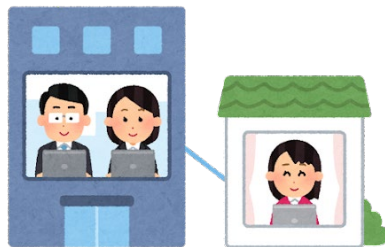
① DXレポート



② 働き方改革



テレワーク等を活用した新たな勤務形態



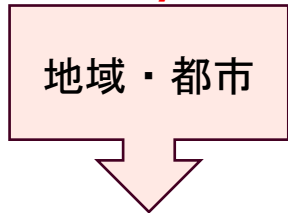
③ ワーク・ライフ・バランス



子育てや介護と仕事との両立、生きがい

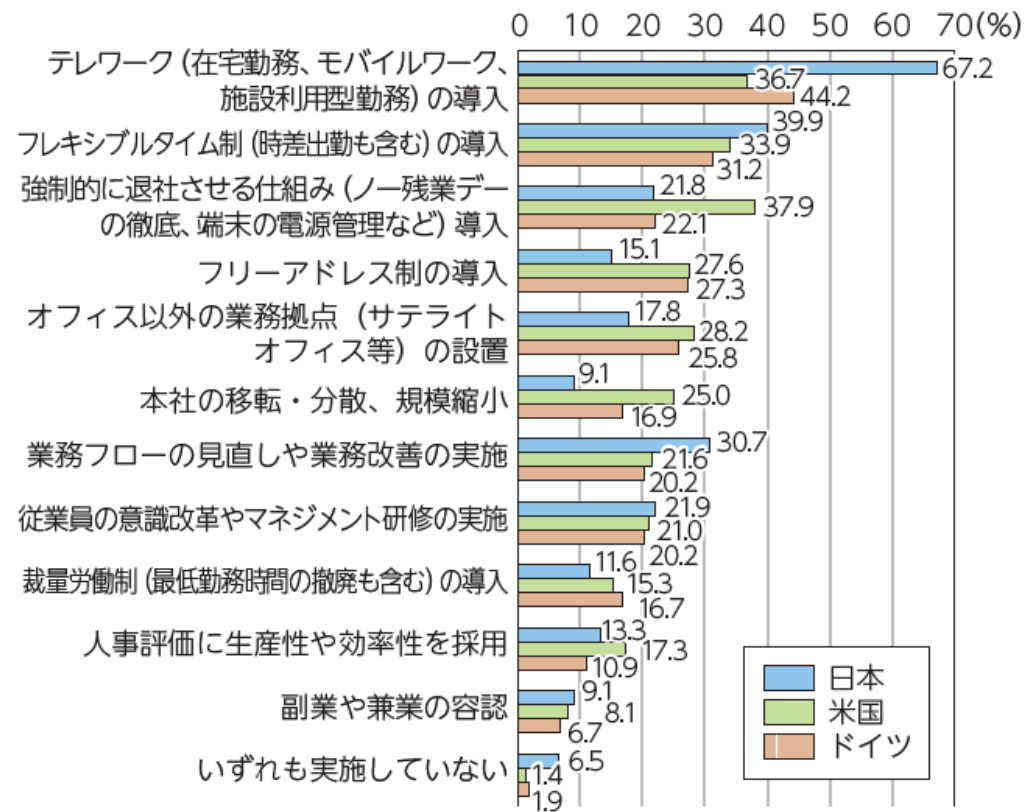


④ Society 5.0

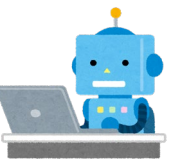


図表1-2-4-13 実施している「働き方改革」の内容

【2020年度】



(出典)総務省(2021)「デジタル・トランスフォーメーションによる経済へのインパクトに関する調査研究」



1-1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-8 社会のデジタル化が進められている理由 … 社会全体のデジタル化 …

① DXレポート

産業

② 働き方改革

仕事

③ ワーク・ライフ・バランス

生活

④ Society 5.0

地域・都市

「Society5.0」は第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において初めて具体的なビジョンを示して提唱された社会構想です。

「デジタル化により経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」を目指しており、その構想に基づき

- ・スマートシティ計画
- ・スーパーシティ構想
- ・デジタル田園都市国家構想
- ・ウォーカブル推進都市構想（いわゆる15分都市構想）

などが展開されています。

【内閣府作成】

Society 5.0とは

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の**社会（Society）**

新たな社会
"Society 5.0"

Society 4.0 情報

Society 1.0 狩猟

Society 2.0 農耕

Society 3.0 工業

1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-8 社会のデジタル化が進められている理由 … 社会全体のデジタル化 …

① DXレポート

産業

② 働き方改革

仕事

③ ワーク・ライフ・バランス

生活

④ Society 5.0

地域・都市

これまではデジタルになじまないと思われてきたものについてもデジタル化により様々な「情報」を取得し活用することで新たな経済発展の可能性を見出し地域社会の問題を解決して快適で豊かな社会生活を営むことを可能とする。

常識にとらわれ、既存の仕事や生活の維持や継続だけにとらわれていると、少子高齢化や人口減少などの影響により発生しているリスクや課題の解決ができなくなります。

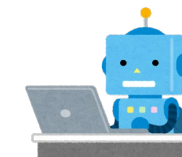
顧問先の中小企業もまた同じです。時代の変化をしっかりと認識し意識改革することが重要です。まずは情報提供を！

【内閣府作成】

Society 5.0で実現する社会



1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-9 社会のデジタル化が進められている理由 … 都市や地域のデジタル化 …

① DXレポート

産業

② 働き方改革

仕事

③ ワーク・ライフ・バランス

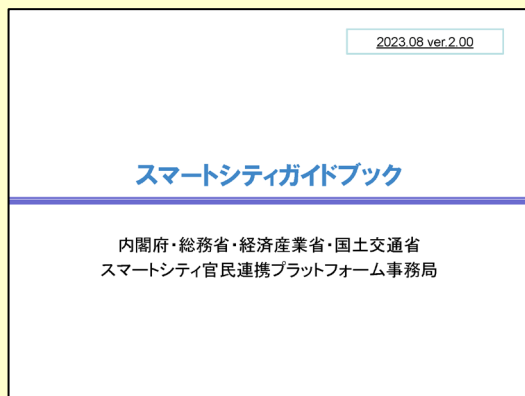
生活

④ Society 5.0

地域・都市

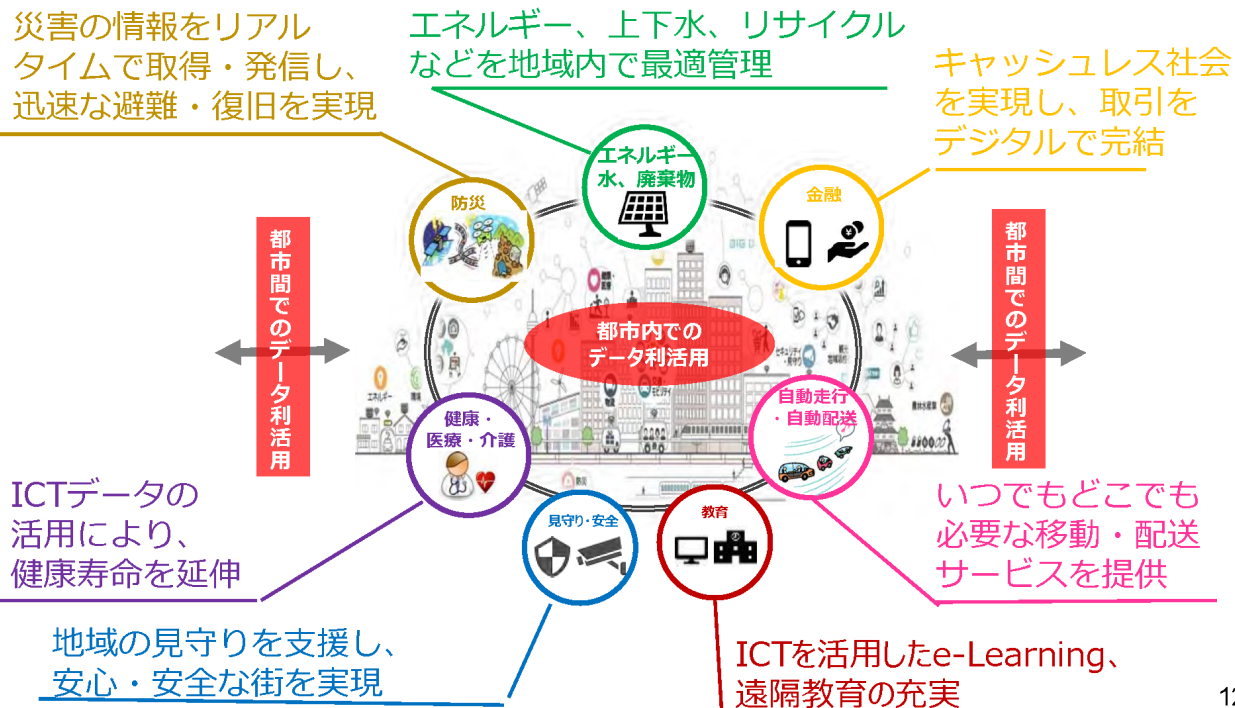
●スマートシティ計画

Society5.0で提唱された都市を実現するための計画であり、推進するための基礎資料としてガイドブック及びその別冊資料のほか、設計図にあたる「リファレンスアーキテクチャ」なども公表されている。

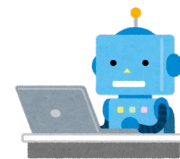


1-1. スマートシティによって何がよくなるか

- ・分野横断的に様々なデータを取得・利活用し、総合的なサービスの向上が期待されます。(以下はその例です)
- ・さらに、多都市・多分野に跨り産官学・市民が関わることで、新たな枠組みによる課題解決が期待されます。



1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-9 社会のデジタル化が進められている理由 … 都市や地域のデジタル化 …

① DXレポート

産業

② 働き方改革

仕事

③ ワーク・ライフ・バランス

生活

④ Society 5.0

地域・都市

●ガイドブック別冊①

には各地域における各分野での取り組み例が満載されており顧問先の経営のヒントになること間違いなし！

四国で言えば高松市や松山市の取り組み例も紹介されています。

【別冊①】
スマートシティを通じて導入される
主なサービス

国内における 取組分野の例

顧問先のビジネス
に関連するのは…



データ駆動型 都市プランニング (松山市)

様々な都市データの組み合わせにより、歩いて暮らせるまちづくり、健康増進、地域活性化などを旨す

Data-driven Urban Planning



実施地区	松山市内
実施主体	松山スマートシティ推進コンソーシアム
取組概要	・都市データセンシング、都市データプラットフォーム、シミュレーション、可視化ツールの技術を用いて、データ駆動型都市プランニングの方法論を確立。
使用する技術やデータ	・人流データ、交通データ ・交通等のシミュレーションと可視化 等

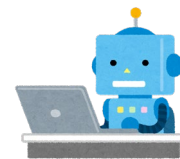
データ連携基盤を活用した 広域防災 (高松市ほか)

高松市のデータ連携基盤を隣接2市町が共同利用し、防災情報を一元的に管理し広域災害への対応力も向上。



実施地区	高松市、観音寺市、綾川町
実施主体	高松市、観音寺市、綾川町
取組概要	・高松市、観音寺市、綾川町の3市町にて防災に関するデータを連携 ・運用維持費は負担金方式で分担
使用する技術やデータ	・道路通行、気象、河川水位、潮位データ ・データ連携基盤 等

1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-9 社会のデジタル化が進められている理由 … 都市や地域のデジタル化 …

① DXレポート

産業

② 働き方改革

仕事

③ ワーク・ライフ・バランス

生活

④ Society 5.0

地域・都市

●ウォーカーブル推進都市構想 (いわゆる15分都市構想)

都市内のどこからでも15分以内に生活に必要なサービスや施設にアクセスできる都市を設計するという構想です。

デジタルの力も利用して車への依存を減らし健康的で持続可能な生活を促進し、都市住民の幸福と生活の質を向上させることを目的としています。

令和5年7月のG7香川・高松都市大臣会合の成果である「G7香川・高松都市大臣コミュニケ（共同宣言）」にも盛り込まれています。

海外事例(パリ)

◆パリでは、自宅から徒歩または自転車で15分以内に、学校、職場、食料品店、医療機関、公園、スポーツ施設等の日常生活におけるあらゆる機能にアクセスできる「15分都市」を目指している

■15分都市のイメージ



出典:パリ市 "la ville du quart d'heure"

■広場区間の活用イメージ

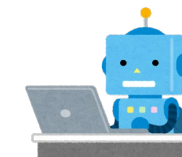


■市民キオスク(あずまや、市民の憩いの拠点) ーポルト・ド・モンマルトル地区



ちなみに、国土交通省はDXになぞらえた「まちづくりグリーン・トランスフォーメーション(まちづくりGX)」の一環として、この構想を推進しています。

1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-10 社会のデジタル化が進められている理由 … 最先端の技術動向を知る …

① DXレポート

産業

② 働き方改革

仕事

③ ワーク・ライフ・バランス

生活

④ Society 5.0

地域・都市

●ムーンショット計画

一見すると奇想天外・荒唐無稽にしか思えないSF映画の中にでてくるような未来の技術が大真面目に議論され研究されています。

気象の制御やAIロボットとの共生などのほか、仮想現実（VR）の世界の中で仕事や生活を営み、一人の人間が10体以上のアバター（分身）を利用することを可能にする研究などもなされています。

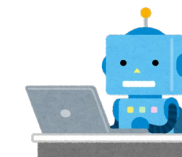
これが実現すれば一人で税理士事務所の先生も職員も全員まかなえる世界になります。



ムーンショット型研究開発制度は、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する国の大型研究プログラムです。

【緊急コラム】 = いまそこにあるDX =

危 機



【高齢の経営者とデジタルが苦手な税理士の会話】

税理士：「なんか本会からデジタル化とか言ってくるんやけども、わしら昔から紙でしっかり仕事しとるし、今さらデジタルなんかいらんよなあ？」

経営者：「わしもそう思っていたんやが…、実はの、孫とLINEをはじめたんよ」

税理士：「えっ!？」

経営者：「孫に設定してもらったらテレビ電話もできるし写真も送ってくれる」

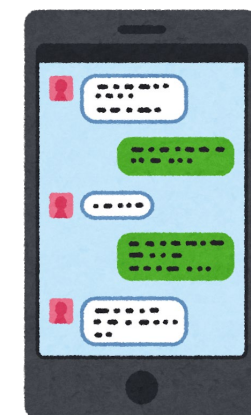
税理士：「…そ、そうなんや。」

経営者：「でな、じーちゃんなんでこんな便利なもん使わんの？仕事でもバリ使えるっしょ？とか言われて、書類とか、ぴーしーじじいかなんか送ってくれたんよ」

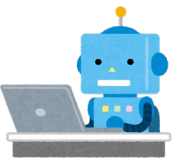
税理士：「え？ぴ、ぴーしーじじい？何ですかそれは？」 ←注：たぶんPDF

経営者：「こんなちいちゃい画面で細かい文字なんか読めんでと言ったら孫に笑われて、じーちゃん、ゆびでぐいと広げたらでっかくなって見えるでと。先生、これ、仕事の資料送るのにも使ってええですか？」

税理士：「あ…、ああ、も、もちろん、ぴいしいじじいでもばばあでもOK！」



1 - 1 . 社会のデジタル化と税理士



1-1-11 税務行政DXへの対応 … 施策の理解と協力と注視と対話が重要 …

【概要】

日本の生き残りをかけた国策として社会のデジタル化が進められる中、税務行政をはじめとする行政機能のデジタル化はいわゆる「**デジタルガバメント構想**」に基づき進められてきました。

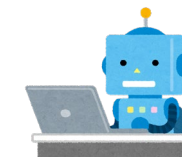
デジタルガバメントを導入した場合の効果として期待されているのは、国民へのサービス向上などもうたわれているとはいうものの、結局のところ主たる目的は**コストカット**です。

要は、**少子高齢化で人材が不足する中、限られた予算で何とか行政事務を回して政府機能を維持する**、つまり「生き残る」ためには、デジタル化により効率化するしかない、といった発想です。

社会のデジタル化は、現在は2024年6月に閣議決定された「デジタル社会の形成に向けた重点計画」に基づき進められていますが、その中でも重点課題に向けた取り組みの中で、デジタル行財政改革の推進やデジタルガバメント機能の強化がうたわれています。

税務行政の生き残り策については、**税務行政側の都合だけで性急な対応を納税者に強いるような施策になるのは論外**ですが、**国策**として進められている**施策の一部**であることも理解しながら**施策を注視し協力と対話を進めることが重要**になります。

1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-12 税務行政デジタル化の目的と方向性 … 施策の推移と今後の予想 …

施策名称	公表時期	施策の柱	主目的	電子申告 電子取引
スマート税務行政 税務行政の将来像	H29.6 : R01.6	①納税者利便の向上 ②課税徴収の効率化・高度化	デジタル化による 行政コスト削減	義務なし 義務なし
税務行政DX 税務行政の将来像2.0	R03.6	①納税者利便の向上 ②課税徴収の効率化・高度化	同上	大法人義務化 電子取引保存
税務行政DX 税務行政の将来像2023	R05.6	①納税者利便の向上 ②課税徴収の効率化・高度化 ③事業者のデジタル化促進	同上 + 社会全体のDX推進	大法人義務化 電子取引保存 デジタルインボイス推進
あくまでも予想です 税務行政AIX 税務行政の将来像3.0	RXX.6	同上 + ①②をAI活用等によりほぼ自動化し ③により流通するデータの活用を推進	同上 + 社会全体の自動化を推進 管理強化に向かう懸念も	電子申告義務化？ 電帳法等義務化？ デジタルインボイス義務化？

1-1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-13 税務行政デジタル化の目的と方向性 … 令和3年時点 …

令和3年6月
税務行政の
デジタル・トランスフォーメーション
—税務行政の将来像2.0—

この一表に全てが詰まっている。

(1) 税務行政DXとは？

デジタルを活用した手続や業務の抜本的見直し

(2) 税務行政DXの基本方針は？

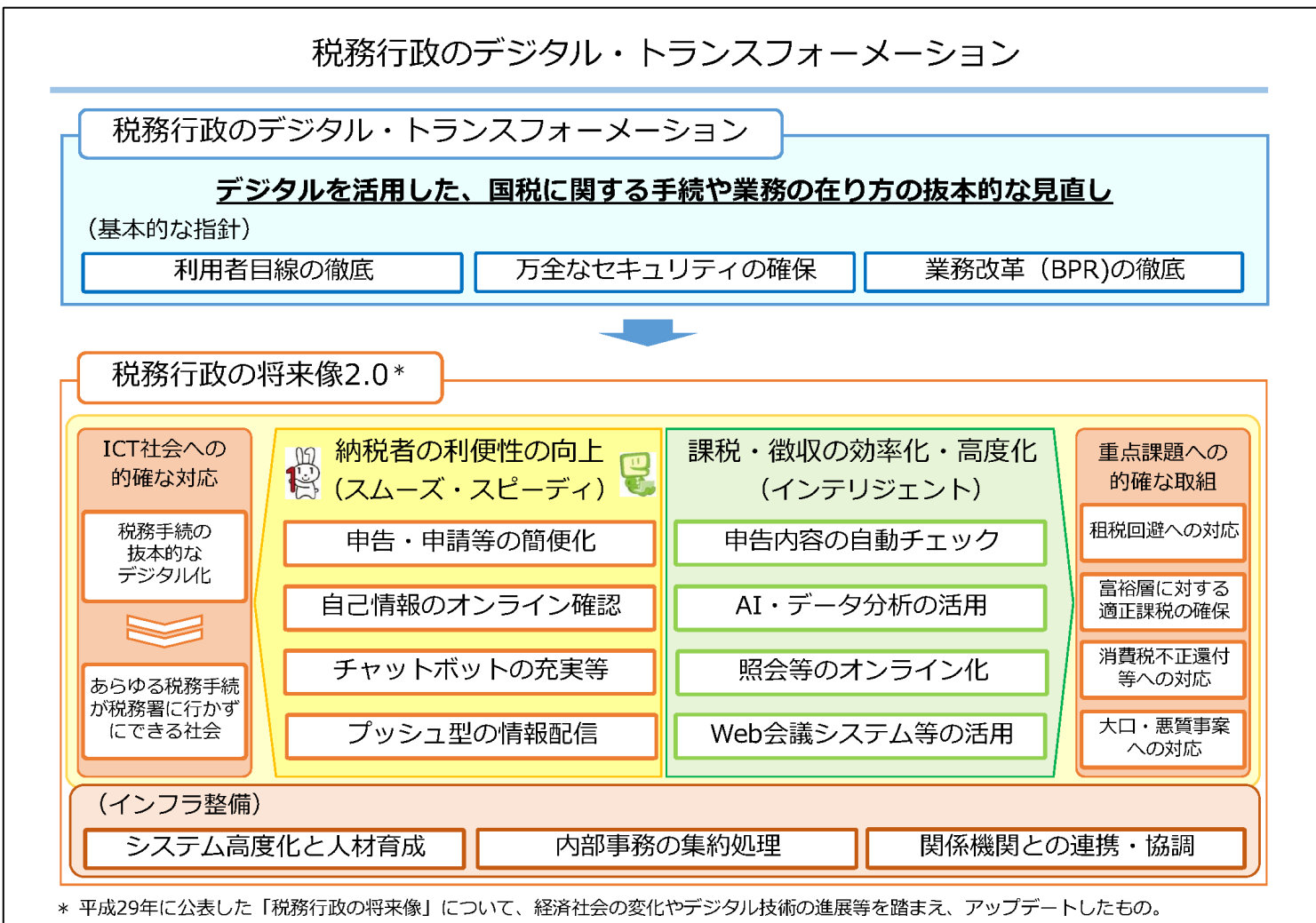
- ① 利用者目線の徹底
- ② 万全なセキュリティの確保
- ③ 業務改革（BPR）の徹底

(3) 税務行政の将来像2.0の「二本柱」とは

ICT 社会への的確な対応（納税者利便向上）
重点課題への的確な取組（課徴効率高度化）

(4) インフラ整備とは？

KSKの更新・内部事務集約・外部連携



1 - 1 . 社会のデジタル化と税理士

1-1-14 税務行政デジタル化の目的と方向性 … 令和5年時点 …

令和5年6月
税務行政の
デジタル・トランスフォーメーション
— 税務行政の将来像 2023 —

- (1) 基本的な内容は、令和3年6月版を踏襲
- (2) 最大の変更点は、三本目の柱として

「事業者のデジタル化促進」

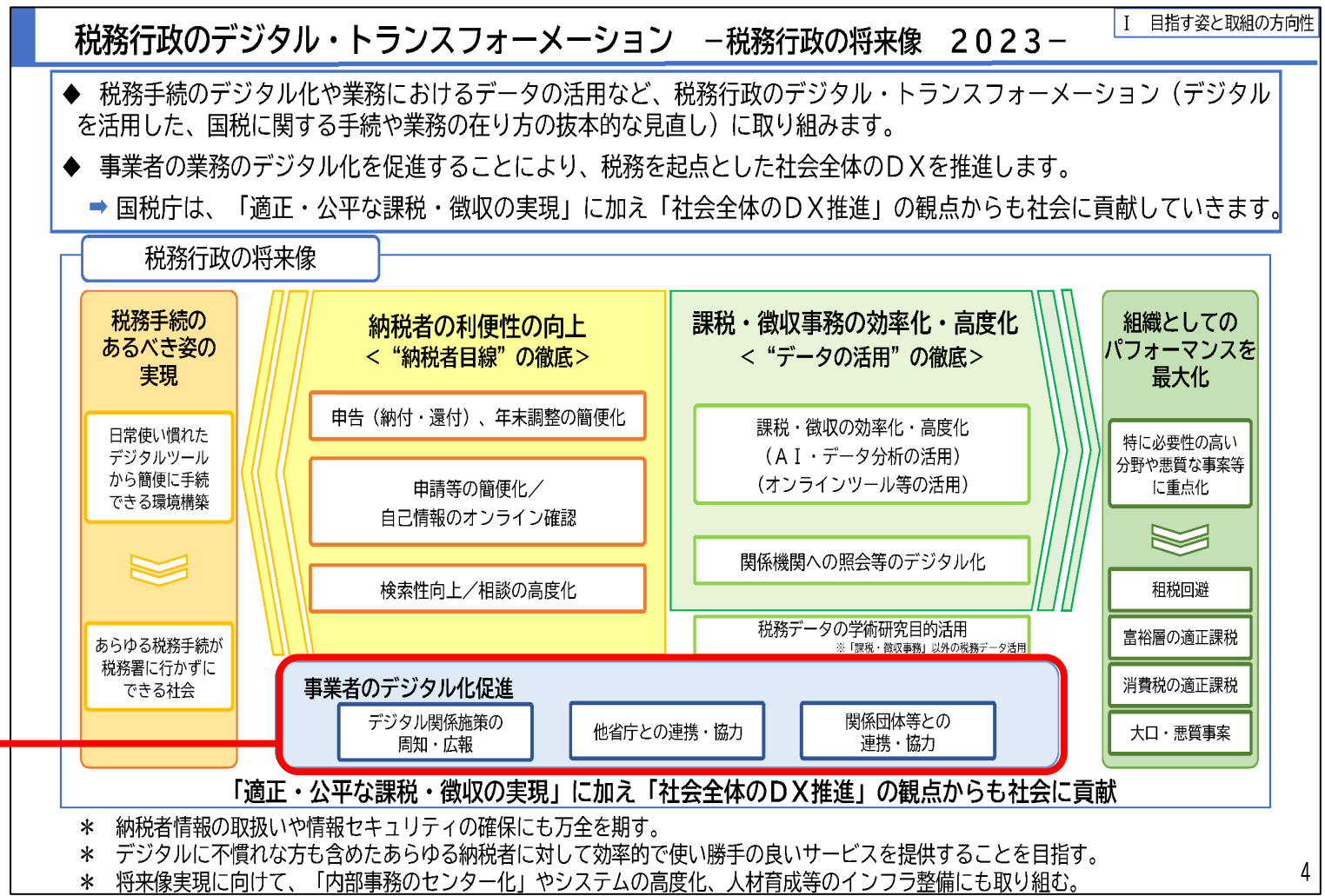
が加えられたこと。

税務を起点とした社会全体のDX推進

がうたわれ、税理士の役割なども明記

(根拠と方向性)

- ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画
- ・ 単純誤りの防止による正確性の向上
- ・ OECDの「税務行政3.0」への布石



1-1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-15 税務行政デジタル化の目的と方向性 … 世界の潮流 (OECD) と日本の動向 …

・ OECDの「税務行政3.0」への布石

申告や申請のためにデータを
用意するのではなく、納税者が
日常使っているデータそのものを
税務署が利用するという構想。



電子インボイス提出義務化
オンライン常時税務調査化
自動的な賦課課税の制度化

そもそもこれまでデータを用意してきたのは税理士ではないのか？
存在意義は？

自動化に必要なのは納税者の情報の電子化。電帳法、インボイス制度、收受印廃止、プレプリント納付書配布見直し等はみなその布石

【参考】国際的な潮流

I 目指す姿と取組の方向性 (参考)

● OECD報告書「税務行政3.0」 (Tax Administration 3.0、OECD (2020)) 抜粋 (国税庁仮訳)

【序文より】

近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保策の重点化 (better target our compliance activities) を図ることが可能となった。

これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々OECD税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的かつ時に負担の大きい納税者の自発的なコンプライアンスと、ノンコンプライアンスに対処するため資源を集約した税務調査に依存した現在のアプローチから大きく転換するような姿を見据えている。

「税務行政3.0」の描く世界

税務行政は、…

- 1 納税者の日常生活・業務の延長線上に組み込まれる Embedded within taxpayer natural systems
 - ・ 納税者が日頃利用する業務システムとの連携により簡便かつ正確な納税が可能に
 - ・ その結果、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れん
- 2 企業やプラットフォームが共同して税務行政の一部の役割を担う Part of a resilient “system of systems”
 - ・ 企業やプラットフォームなどといった信頼できる主体が、消費税や源泉徴収の仕組みに加えて税務行政の一部の役割を担う
 - ・ 税務当局はそのような民間の仕組みとも連携し、プロセスと結果においてコンプライアンスが確保されていることを確認する
- 3 リアルタイムに近い形で課税関係を安定させる Real-time tax certainty provider
 - ・ システム連携や源泉徴収、納税専用口座などにより、リアルタイムに近い形で正確に課税関係を確定することが可能に
- 4 透明で信頼性が向上する Transparent and trustworthy
 - ・ 納税者にとって、どの情報に基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に
- 5 税務行政が官民を合わせた政府の機能の一部となる An integrated part of whole of government
 - ・ 行政当局間及び民間とのデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に
- 6 人とハイテクが融合した組織となる A human touch and high tech adaptive organization
 - ・ 納税者中心の視点が税務行政プロセスの構築と管理の上で重要となる
 - ・ 重要なのは、人のスキルとAIなどのサポートツールを融合し納税者の誤りを防ぎ、コンプライアンスを高めること
 - ・ 人とテクノロジーの協調により、社会経済の変化に適切に対応

取引情報の発生時点で「きれいな」情報（データ）にして確定してしまえば事後に税務調査でチェックする必要がなくなる（ポーンデジタル）の考え方

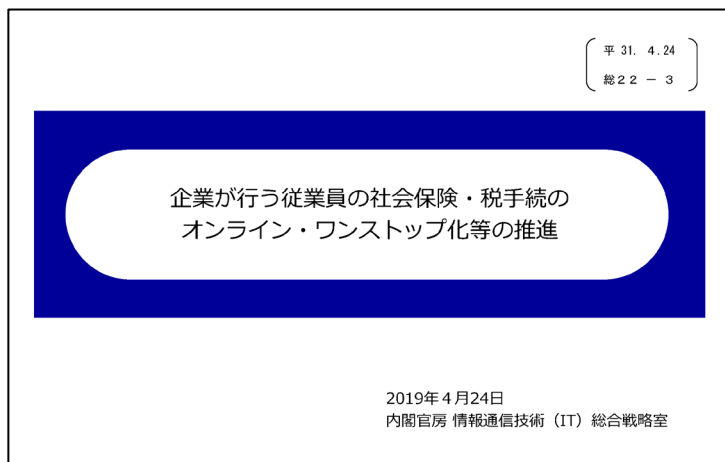
税理士は情報経路に介在する邪魔者なのか、ポンプや浄水器のような介在することで有用性を増す存在になれるのか？

1-1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-15 税務行政デジタル化の目的と方向性 … 世界の潮流 (OECD) と日本の動向 …

・日本における同様の議論

申告や申請のためにデータを用意するのではなく、納税者が日常使っているデータそのものを税務署が参照するという未来は単なる「可能性の未来」ではなく、現実に政府の会議等で検討されている「いまそこにある未来」である。（「法定調書のクラウド提出」という形で一部は既の実現しており、令和6年1月には「参照型」の提出方法実施に向けた調達なども実施されている）

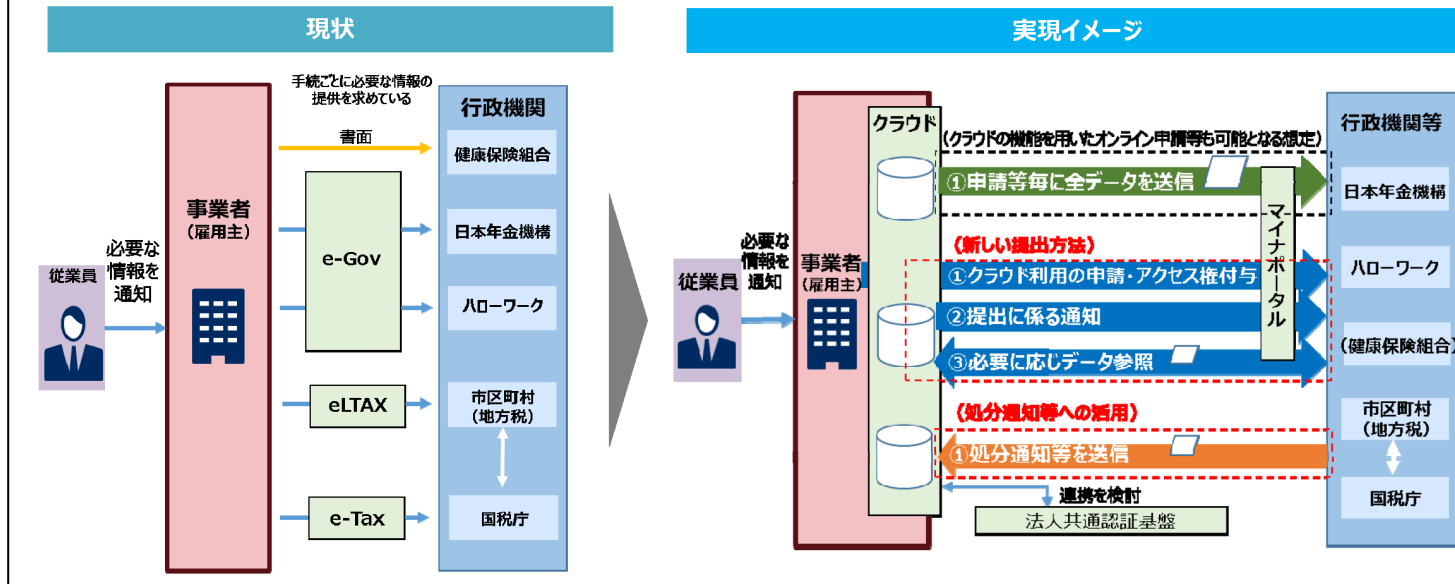


フェーズ2：企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画

○企業が業務上保有するデータを、クラウド等において土業や取引先金融機関と共有を進めていく中、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにする仕組みを構築する。

＜具体的な手続の流れ＞

- ①企業がクラウド等を利用した提出を行う旨の申請等を行った上で、提出期限等の必要なタイミングで提出データを記録。クラウド等は、当該記録と同時に提出がなされた旨の通知を行政機関等に送信。
 - ②行政機関等は必要なタイミングで当該データを参照。
- 対象手続については、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で業務改革（BPR）を行いつつ、企業に提出データの保管義務があり、国民の権利義務に直接影響のない申請等から順次開始する予定。
- また、行政機関等による処分通知等への活用も検討。

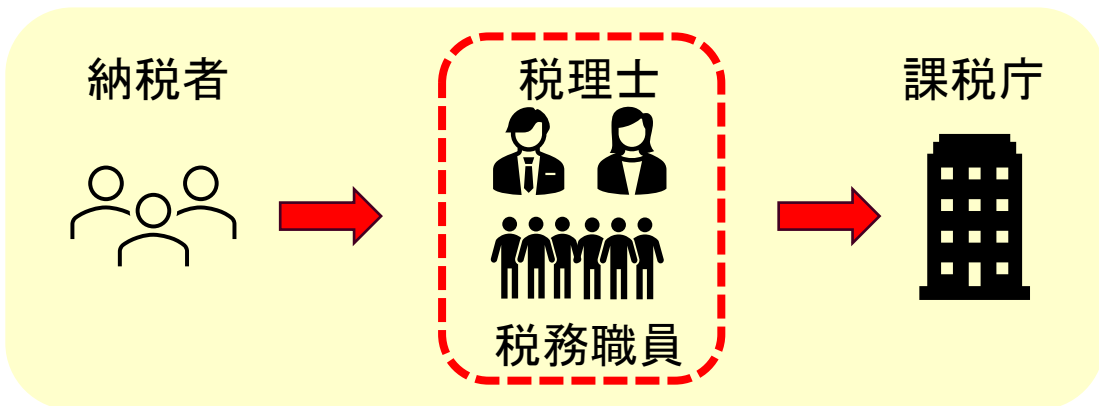


1-1. 社会のデジタル化と税理士

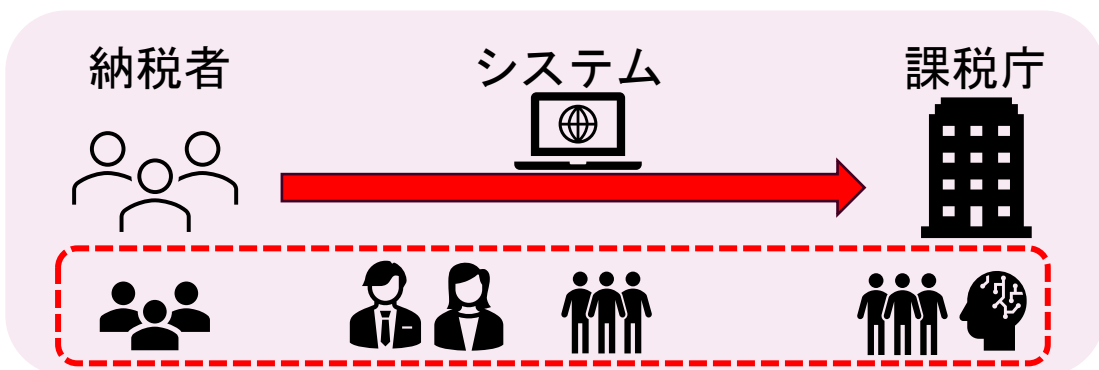
1-1-16 税務行政デジタル化の目的と方向性 … 流れを読み全体像を把握する …

税務行政DX ⇒ 制度激変の事前通知として「税務行政の将来像」と「工程表」等を公表
⇒ 方向性は「選択と集中」

これまでの情報経路



これからの情報経路



【選択と集中の意味】

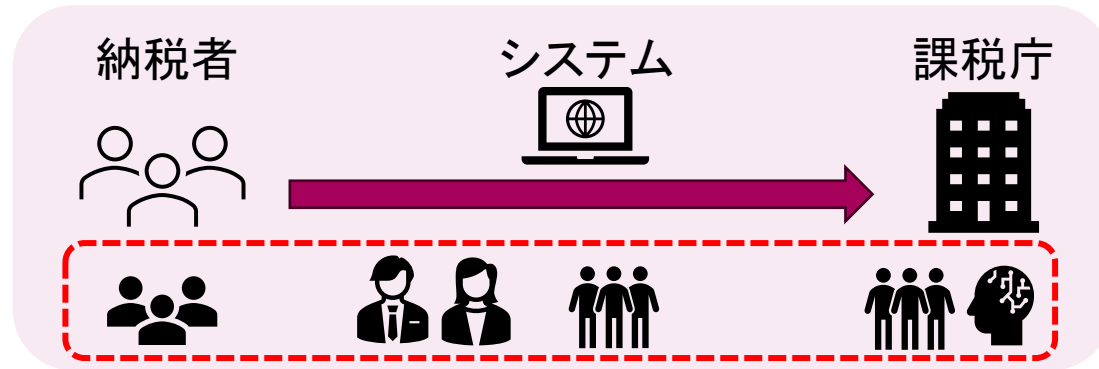
- ① 小口・良質・定型のもの
極力「人手」を介さずシステムで自動化する
- ② 大口・悪質・特殊なもの
AI等も使い「人手」をかけしっかり対応する
- ※ ①にいう「人手」には、税務職員だけではなく税理士も含まれることが想定される。
- ※ 税理士業務等で①に関連するものは、自動化のため税理士が介在しない形に変わってゆく可能性もある。(税制の変革・業務独占の解放など)

1-1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-16 税務行政デジタル化の目的と方向性 … 流れを読み全体像を把握する …

税務行政DX ⇒ 自動化のためのインフラ整備が着々と進められている

【インフラ整備の意味】



今現在の「自動化」の対象はあくまでも個人納税者であり、サラリーマンの還付申告など比較的簡易な申告が対象とされているが、事業性の所得申告や法人申告なども簡易なものは今後対象とされる可能性がある。また、今後は官による「自動申告」ではなく、民間のクラウド事業者等のシステムによる「自主申告」への誘導も可能性としては想定される。(AI利用等想定)

- ① 物理的なインフラ
国税総合管理システム(KSK)の次世代システム (R8年)
- ② 制度的なインフラ
「電帳法の改正」「インボイス制度の導入」「デジタルインボイス」「キャッシュレス納付」「收受印廃止」「プレプリント納付書送付見直し」等、全て、自動化のためのインフラ整備である。課税徴収に必要な情報を全て電子化してオンラインに載せる必要があるから。
- ◎ 税理士は情報経路における「障害物」なのかそれとも「ポンプ」や「浄水器」たり得るか

1 - 1 . 社会のデジタル化と税理士

1-1-17 税務行政デジタル化の目的と方向性 … まとめ …

税務行政DX

- ⇒ 国策の一環として実施している生き残り策である。
- ⇒ 国策の一環なので止まったり後戻りしたりはない。
- ⇒ 手続のデジタル化で効率化自動化コスト減を実現。
- ⇒ 選択と集中により、簡単なものはデジタルで処理。
- ⇒ 少人数で回せるインフラを整備し人員は削減する。



- ⇒ デジタルデバインド、デジタル弱者への配慮が必要。
- ⇒ 納税者の情報リテラシーの実情把握が最重要課題。
- ⇒ 実状に見あった施策を展開しているかどうか注視。



- ⇒ 情報リテラシーの程度にあわせた難易度の施策か。
- ⇒ 情報リテラシーの程度に応じた教育啓蒙は十分か。
- ⇒ 実情を無視して強引な「施策」になっていないか。



※税理士は税務行政DXに協力しつつも動向を注視し、納税者の現場の実情を伝えることが重要。

協力と

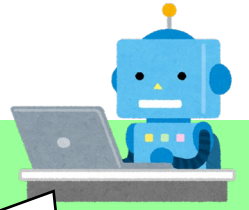


対話



1-1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-18 社会・行政のデジタル化の根拠法と税理士の立ち位置を知る



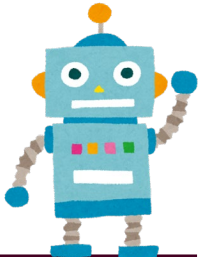
(デジタル社会形成基本法)

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本理念（第三条—第十二条）
- 第三章 国、地方公共団体及び**事業者の責務**等（第十三条—第十九条）
- 第四章 施策の策定に係る基本方針（第二十条—第三十七条）
- 第五章 デジタル庁（第三十八条）
- 第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画（第三十九条・第四十条）
- 附則

デジタル社会形成基本法には、国策として進めている社会のデジタル化の重要性に鑑み、社会のデジタル化を阻害するような規制や制度は解消するといった「規制改革」の考え方もしっかり盛り込まれています。

税理士や税理士制度が「阻害要因」とみなされないよう、立ち位置をしっかりと確認しておくことが重要です。

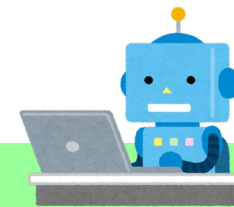
デジタルデバインド（情報格差）の問題への対応の必要性（＝納税者支援）や情報主権の重要性も記述されています。全文読むべし！



第十六条（事業者の責務）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的に**デジタル社会の形成の推進に努めるとともに**、国又は地方公共団体が実施する**デジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。**

1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-19 税理士法改正の意味を知る

(税理士法)

紙でも電子でも税理士の業務は税理士の業務であることが税理士法に明記された

第2条の3 (税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第49条の2第2項第8号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

第49条の2 (税理士会の会則) 第2項 第8号

税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について財務大臣の認可を受けなければならない。

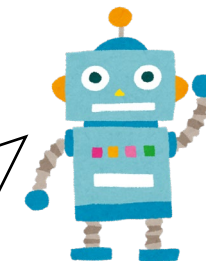
2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

(中略)

八 第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定

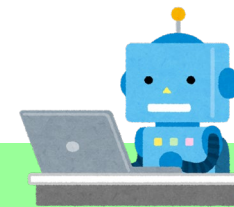
(後略)

言い換えれば「税理士（事務所）は紙でも電子でも税理士業務を含む税理士の業務を納税者に提供できる」と法律に書かれたのと同じ。できなければ制度上の齟齬が生じるので、しっかり対応しなければならない。



だからデジタル相談室などを設けてフォローしているというわけです。

1-1. 社会のデジタル化と税理士



1-1-20 税理士法第2条の3における「業務デジタル化」の2つの意味

税理士の業務のデジタル化（税理士法 第2条の3）

①（内部事務）

税理士事務所における 業務のデジタル化**推進**

- ・ 電子申告等、税務行政DXへの的確な対応
- ・ テレワークなど事務所のあり方をめぐる対応
- ・ ペーパーレス、ICT利活用などで業務効率化
- ・ AI利用等、最先端技術の活用、DX**推進**



紙でも電子でも納税者に対して業務を提供できる
よう業務の改善進歩をはかるための担保措置部分

※ 2条の3にいう「業務の改善進歩」の意味

②（外部事務）

納税者の現場における 業務のデジタル化**支援**

- ・ 電子帳簿保存法（電子取引保存他）
- ・ インボイス制度（+デジタルインボイス）
- ・ テレワーク支援（BCP対策）
- ・ デジタルデバイス対応、DX**支援**



税理士（事務所）に資質（情報リテラシー）がある
ことを大前提として拡張された、責務・業務領域

※ 2条の3にいう「納税者利便の向上」の意味

税制・税務行政・経済社会のデジタル化進展により、**納税者の現場において支援が必要になる場面**が既に出現しています。

1-1. 社会のデジタル化と税理士

1-1-21 業務デジタル化の実際 … 書類→通信→業務の順に、簡単な事から …

① ドキュメント管理ツールの導入（情報の活用準備）

・Scansnap と Docuworks などの活用

② ビジネスチャットツールの導入（安全な通信手段）

・LINE や Chatwork など用途に応じて使い分け

③ グループウェアやカレンダーの導入（予定の共有）

・サイボウズ or E-Desk or GoogleWorkSpace

④ クラウド会計の導入（会計データ共有と自動化）

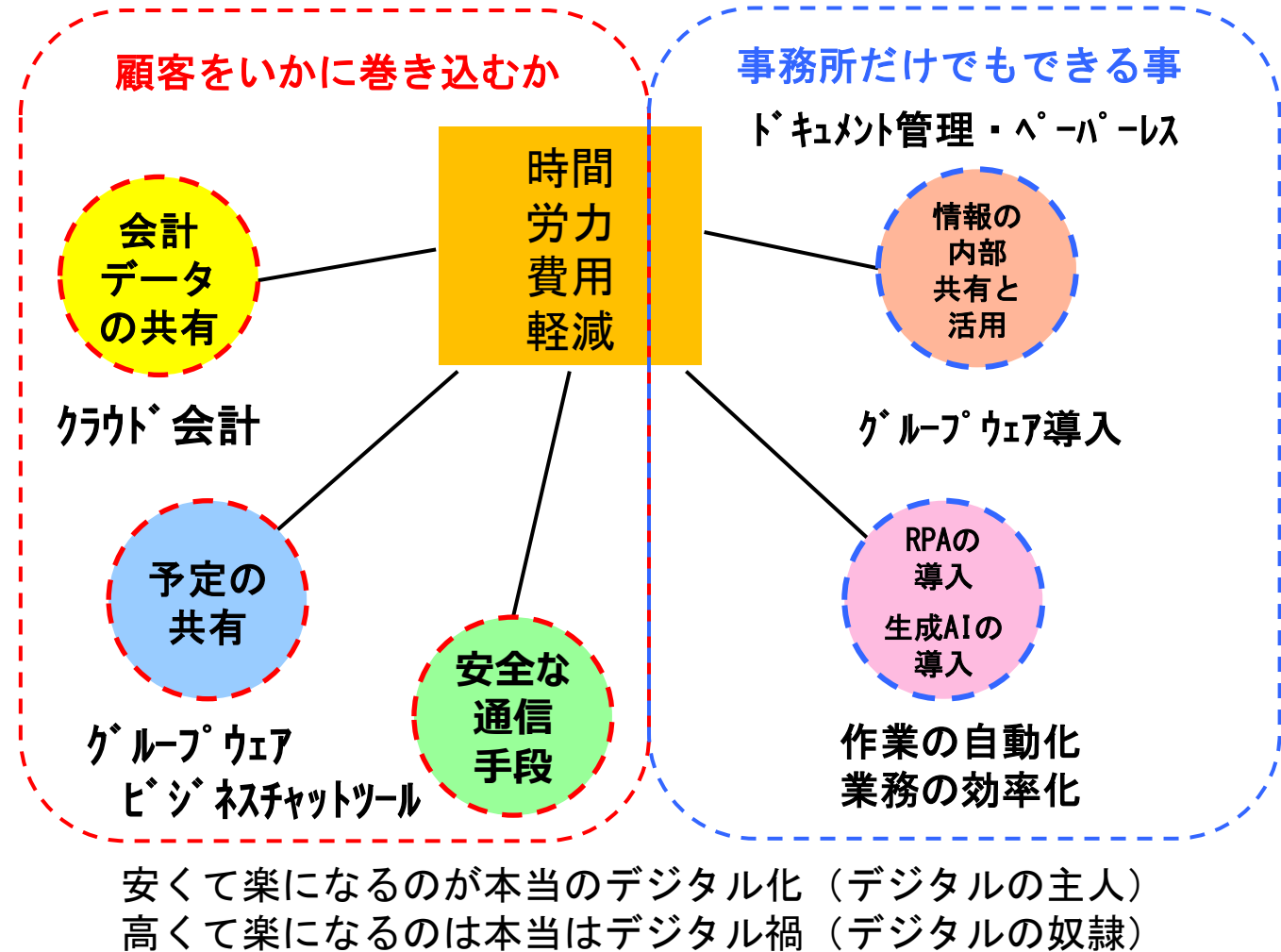
・MoneyForward or freee などの導入

⑤ RPA、AIの導入（作業の自動化・業務効率化）

・PowerAutomate → 今後はcopilot (AI) へ

⑥ DXの検討と実施（生き残りをかけた業務変革）

・Dにこだわる必要はなく本当に必要なのはXの部分



安くて楽になるのが本当のデジタル化（デジタルの主人）
高くて楽になるのは本当はデジタル禍（デジタルの奴隷）

取組例 ①

① ドキュメント管理ツールの導入（情報の活用準備）

・Scansnap（ドキュメントスキャナ）

長所

- ・コスパ最高・速度も速い
- ・紙詰まりが発生しにくい
- ・二重送りが発生しにくい
- ・複数の読取設定保存可能
- ・保存先を顧問先との共有オンラインストレージにすると、証書類の画像データの共有が簡単にできる。

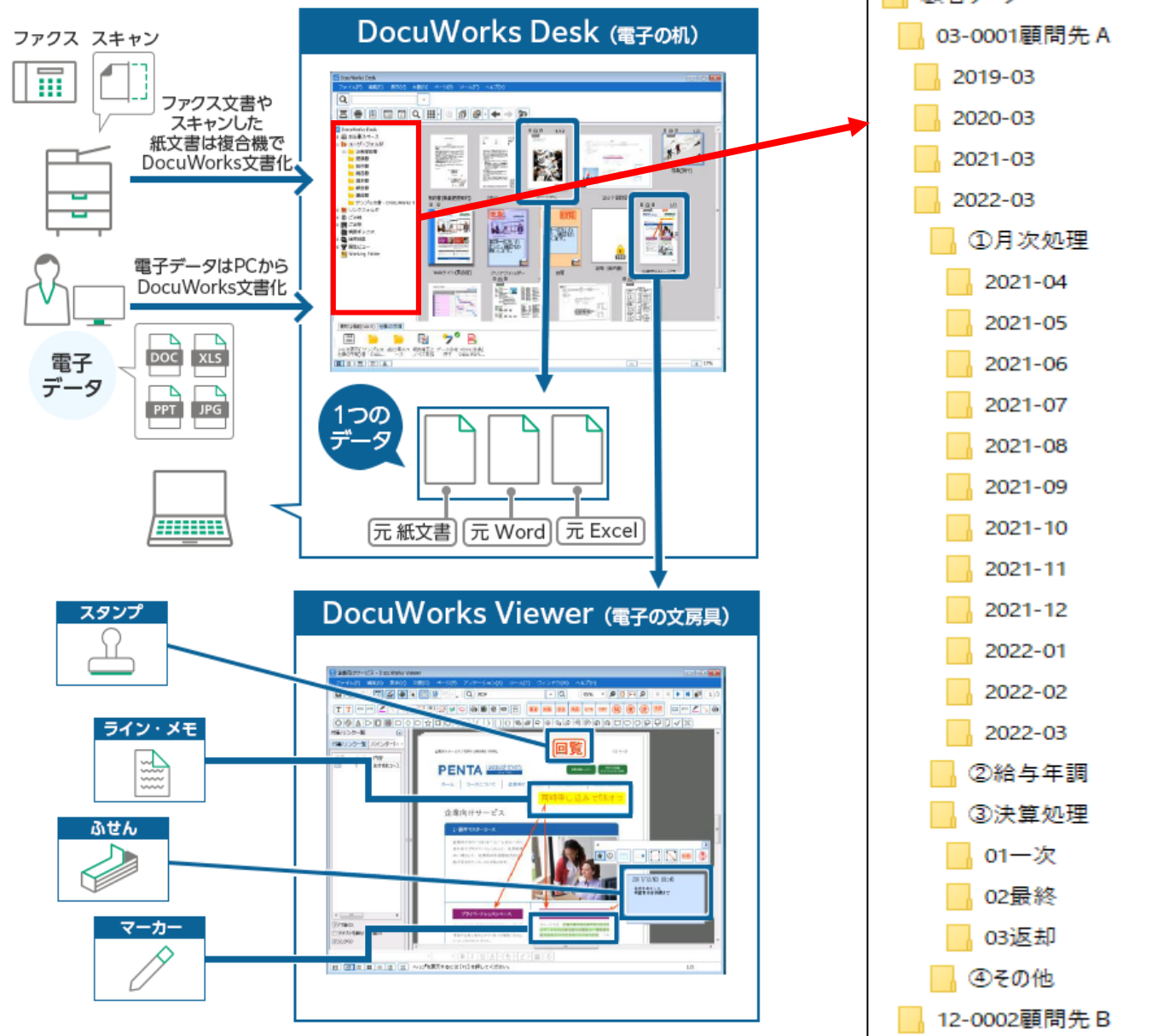
短所

- ・たまに機器認識しない
- ・A4超のサイズはそのままでは読めない



・Docuworks（文書管理・加工ソフト）

- ・元の文書を保持したまま簡単便利に加工できる
- ・フォルダを「引き出し」に見立てた階層管理が可能
- ・オンラインストレージにフォルダを置けば一元管理も可能



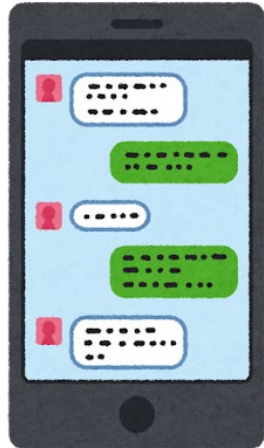
取組例 ②

② ビジネスチャットツールの導入（安全な通信手段）

・LINE（簡単万能通信手段）

長所

- ・何と言っても普及率が高い
- ・友達登録が簡単（QRで可）
- ・使い方が直感的でカンタン
- ・テキスト以外の送信が可能
 - ・音声を吹き込んで送信可
 - テキスト入力苦手でもOK
 - ・画像や書類なども送信可
 - メールやFAXが不要に
- ・音声通話（音声電話）も可
- ・画像通話（TV電話）も可
- 仮想背景機能もあるため会議に使うこともできる
- ・PC版もありPC環境で使用可
- ・グループ設定があり複数人でグループチャットや通話が可能。



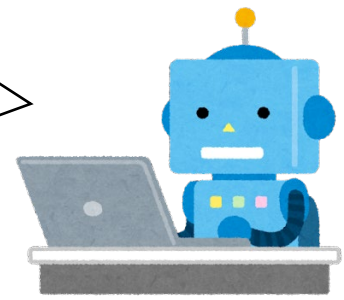
短所

- ・添付書類の保存期間が短い

・Chatwork（ビジネスチャットツール）

- ・要するに高機能版のLINEです（みもふたもない表現）
- ・メールと異なり招待制なので、スパム等は皆無で快適！
- ・Slack, Lineworks などもあるので適宜試用して選択
- ・顧客は無料で使えるものを選ぶと負担をかけず導入可

メールも実は既に古い危険な通信手段です。不特定多数から連絡を受けたい場合は、**連絡フォームの設置等**で対応



◆ LINEのビジネス用途への活用法 … 公式アカウントを活用する！

LINEには「**LINE公式アカウント**」というビジネス用のアカウント設定があります。

例えば飲食店などで会員制度などを取り入れている場合は、そのお店のLINE公式アカウントを開設して、チラシにQRコードを載せるなどして、お客さんに「友だち」登録してもらうことで、お店の情報をLINEのトークに流したり、お店のクーポンチケットなどを配ることができるようになります。（**住所記入等が不要で顧客の加入ハードルが低い、のが重要なポイント**）

利用料も下記の通り、低廉ですので、非常に簡単に会員制が導入できるので顧問先での利用を検討して導入支援したり、管理を請け負ったりすると、新たな収益源になる

プラン名	月額利用料（税別）	無料通数	追加料金（税別）
コミュニケーションプラン	0円	200通	追加送信不可
ライトプラン	5,000円	5,000通	追加送信不可
スタンダードプラン	15,000円	30,000通	～3円/通



取組例 ③

③グループウェアやカレンダーの導入（予定の共有）

・GoogleCalendar（簡単予定共有手段）

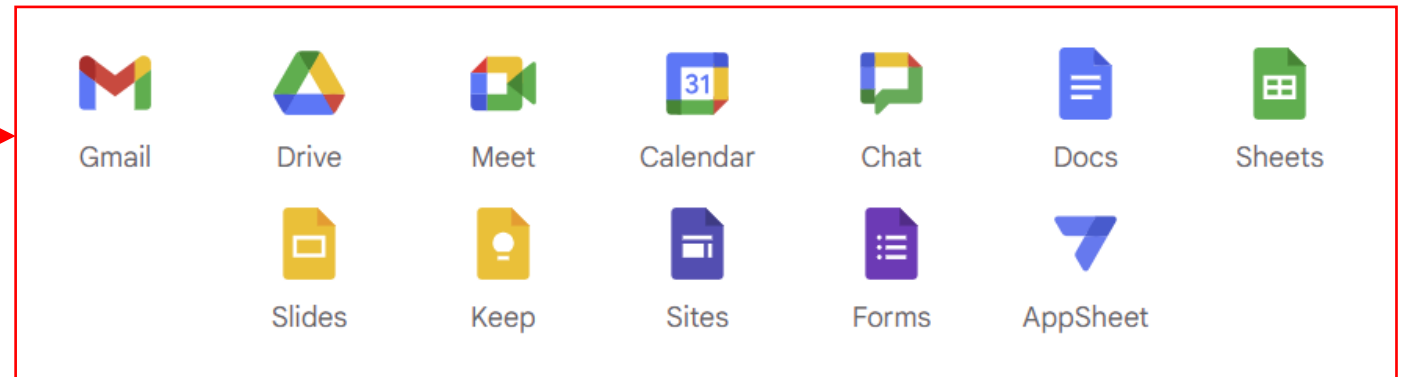
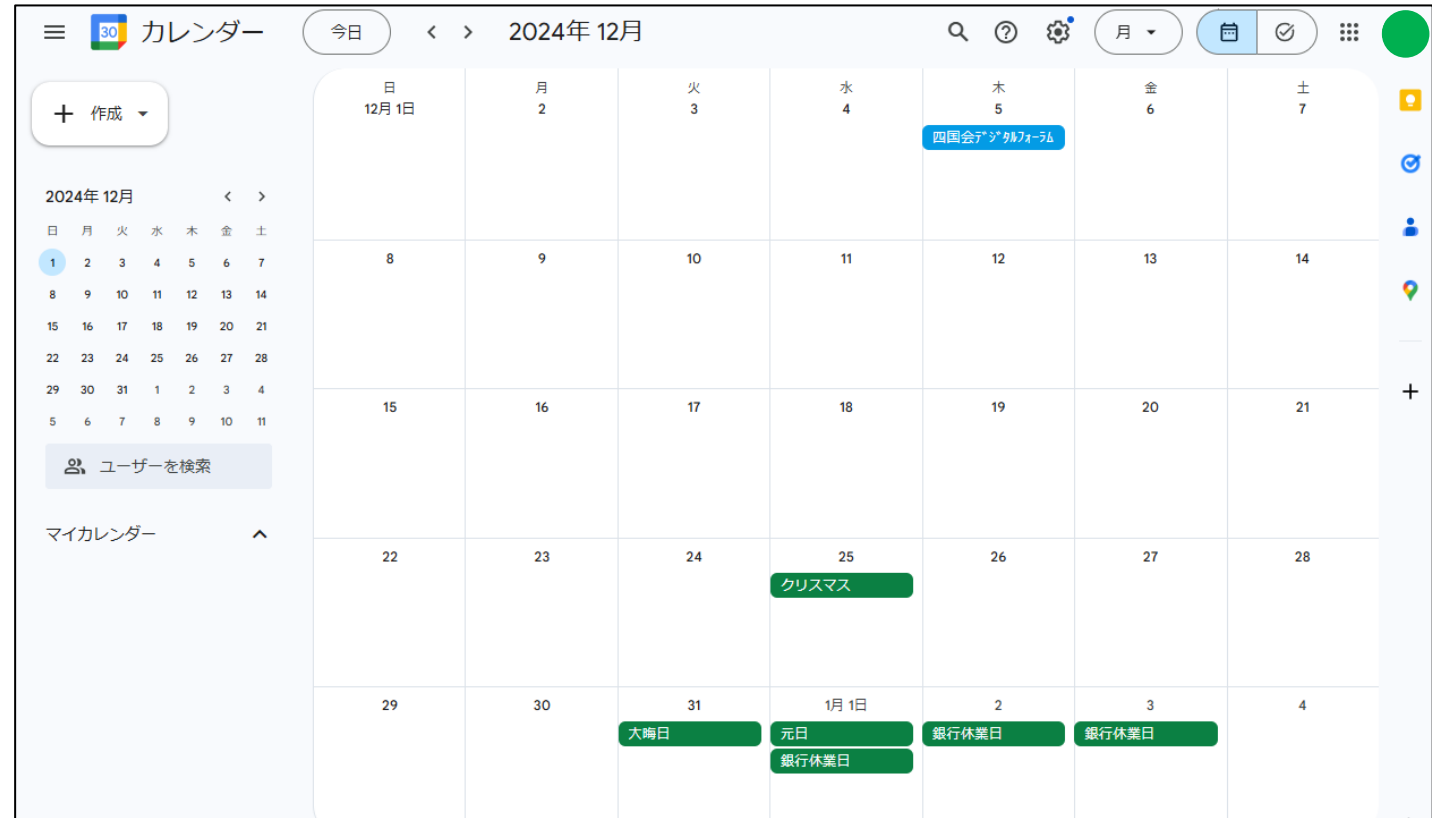
・参照URL <https://calendar.google.com/>

・無料で利用可能だが、本格的に利用する場合はサブスク課金して GoogleWorkSpace（グループウェア）として導入した方が様々なツールが使える、権限設定などの管理機能も充実。

・Google Calendar は範囲を指定して**他者との共有が可能**
・事務所内部で共有すれば、事務所内の予定把握ができるし
・顧客と共有することで空き時間の相談受付などが可能になる

・サイボウズ、E-Desk（グループウェア）

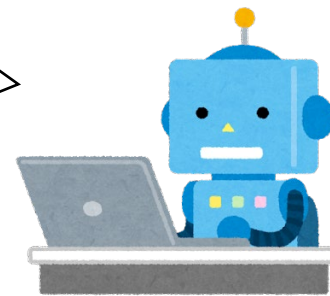
・税理士会の会務ではサイボウズ（Garoon）を利用している
・ただし事務所で導入するには割高なので、合わせる必要なし
・青年会議所などでも利用実績があるE-Deskなどがお勧め
・予定のほか資料なども共有すると、共同作業が可能になる
・**個々バラバラに仕事→チームや組織で仕事 に業務変革**
・属人化（いわゆる**ブラックボックス化**）を解消する手段にも



取組例 ④

④ クラウド会計の導入（会計データ共有と自動化）

政府税調のクラウド万能論に違和感
デジタル化には政治的な思惑もある
色々な仕掛も含んでいることに注意



特徴	長所	短所
データがクラウド上にある	どこからでもアクセスできる	ネットがないと使えない
データをクラウド上で共有	データを一元的に管理できる	一元的滅失の危険もある
インストールや保守が不要	ブラウザがあれば利用できる	利用には継続課金が必要
周辺サービスと連携が容易	機能拡張も一元的に管理可能	ベンダーロックされ易い
自動化で申告領域にも進出	申告までシームレスに処理可	業務領域の浸食と系列化

・MoneyForward（オーソドックス会計スタイル）

・freee（自動連携を大前提としたスタイル）



メリット・デメリットを
よく検討して導入すべし



税務行政 3.0 と方向性が一致

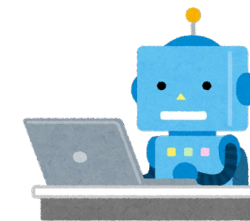
政府税調のクラウド会計万能論

性急な「クラウド化ありき」は…

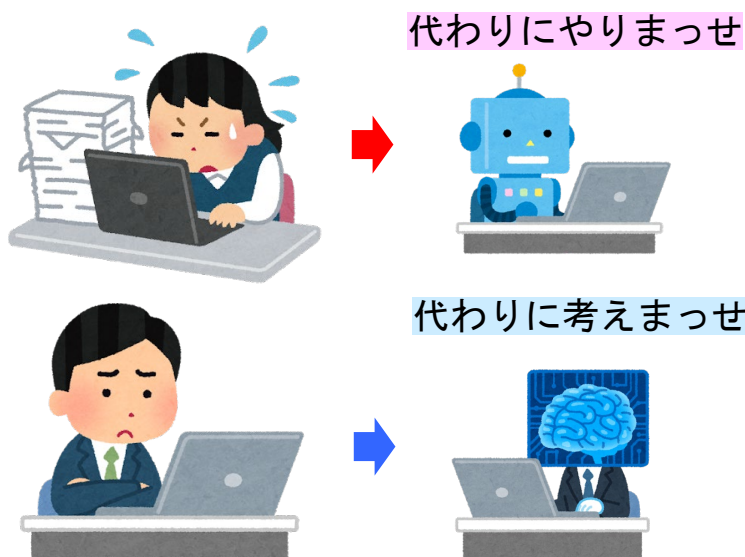
取組例 ⑤

⑤ RPA、AIの導入（作業の自動化・業務効率化）

自動化は既存業務の単純化見える化
ノウハウやテクニックなどの可視化
競争力の秘密を漏洩させる可能性も



特徴	RPA	生成AI
自動化の手法	機械言語（プログラム）	自然言語（プロンプト）
自動化の内容	指示した通りに実行	指示を解釈して実行
長所	誤った処理をしない	簡単指示で複雑処理
短所	指示作成が複雑困難	ハルシネーション（誤回答）
利用可能領域	定型的作業の自動化	要約・発案・分析等



・RPA（PowerAutomateなど）

Power Automate

RPAは定型化された業務の自動実行ツール

・生成AI（ChatGPTなど）

OpenAI Gemini Meta AI

AI Copilot

今後の主流は copilot など AI組込製品 や、RPAをAIで柔軟に制御するなど、融合する方向性に

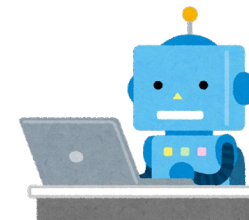
取組例 ⑤

⑤ RPA、AIの導入（作業の自動化・業務効率化）

生成AIの問題点

- ①ハルシネーション … 米国の弁護士が、生成AIが回答した「存在しない判例」を引用 … WEB情報を用いたWチェック手法等
- ②著作権等侵害 … 生成AIの学習に使われる懸念、生成した文章や画像等の問題 … 訴訟多数、文化庁が現状整理公表
- ③ディープフェイク等 … AIによる写真画像の合成や修正、AI音声による銀行システム突破 … 3秒の音声データでAI音声が可能
- ④生成AI学習等 … 情報主権、情報過疎の問題。税理士法上の問題等も懸念あり … 顧客情報を生成AIに送信すると…。

守秘義務に注意！オプトアウト必須
生成AIは所内ルールを決めて利用
地方自治体のガイドライン等参考に

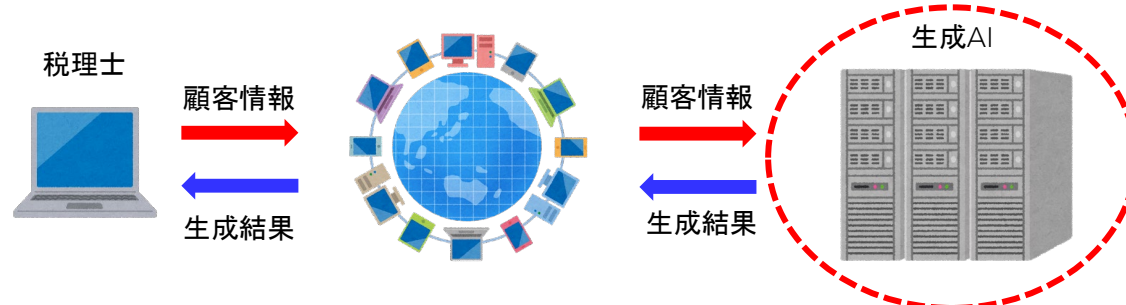


◎税理士法第38条（秘密を守る義務）

税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。
税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

◎税理士法第54条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。
税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。



◆守秘義務等への対策◆

- ①オプトアウト設定（申請）
- ②ビジネス版 LLM（割高）
- ③API経由で利用（課金）
- ④ローカル版 LLM（困難）

生成AIの学習に使われる＝顧客情報の第三者への提供!? ←実は生成AIだけではない

【税理士制度とAI】

オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授らの共同研究に関する論文「The Future of Employment (2013)※1」をきっかけに、コンピューターやAIの進化により公認会計士や税理士は今後なくなる職業のひとつになったと言われ、受験生の減少など業界を目指す若者にも少なからず影響を与えました。

業界としては当然、火消しにやっきになり、日本公認会計士協会は理研との共同研究の成果として、監査業務はAIによって代替されないとする論文を公表しました※2が、内容を見るとその評価が妥当であったかどうかについてはやや疑義が残るところです。

ただ、業務を分析して立場や業務内容ごとに代替可能性を検証した点については意義があったと思われる。

10年が経過した今、税理士や公認会計士の仕事が代替されてなくなったという事実はありませんが、昨今の生成AIの進化発展は無視できない程度に急激に社会を変革しはじめています。

知らない、触ったことがない。それで良いのかどうか、よく考えて行動する必要があるかと思えます。

※1 https://oms-www.files.svdcdn.com/production/downloads/academic/The_Future_of_Employment.pdf

※2 https://jicpa.or.jp/specialized_field/0-0-0-2-20220126.pdf

= 生成AI、そのインパクト =

- 令和5年は生成AIが社会を大きく変革する年になりました。きっかけはOpenAI社の生成AIであるChatGPTの爆発的な普及です。
- AIは1950年代以降何度かブームになり、しかし結局は実用性の面で難があることなどからブームが急速に収束して冬の時代に突入するといった「負のサイクル」を経験してきました。
- そのため、今回のブームもまた一過性のものであると見る向きもありますが、生成AIが色々な問題点を持ちながらも、誰でも使えるツール、人の職域を奪う程度にレベルの高い業務補助ができるツールになったことは間違いなく、もはや一過性のもとはなり得ない諸状況が揃っています。
- これからは、生成AI以下の仕事しかできない場合には当然に淘汰され、また、生成AIを利活用するかどうかで仕事の質や効率が格段に変わってくるため、使える者と使えない者との間には明確な格差が生じます。
- 人間でなければ、専門家でなければできない仕事の質が変わりつつあることに注意が必要です。税理士の独占業務は「税理士にしかできない」ことが存在の根拠ですが、既に生成AIは米国の医師免許試験や弁護士試験でも合格できる程度の能力を備えています。専門家として油断はできません。



= 生成AI、そのインパクト = 生成AIとは何か

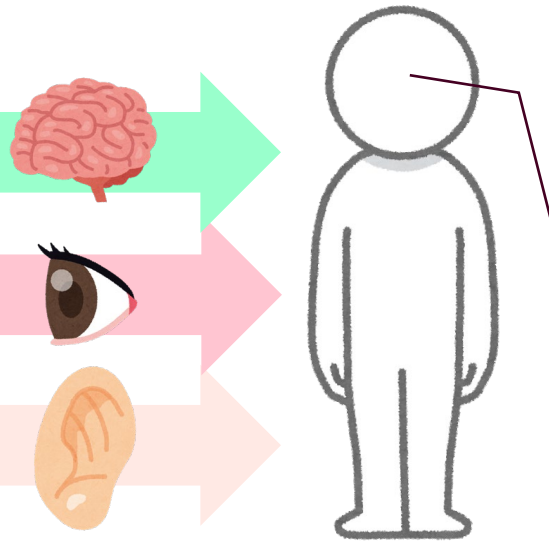
生成AI(Generative Artificial Intelligence)とは、事前に学習した大量のデータをもとに、与えられたデータや条件に基づいて、新しいデータやコンテンツを生成する機能を持ったAIをいいます。生成されるデータやコンテンツは文章だけにとどまらず、画像、動画、音声、音楽など、様々です。人に頼むのと同じように簡単な言葉で頼めば良い優れモノです。

OpenAI社のChatGPTが有名で、基本的には文章を生成する生成AIなのですが、最近は文章だけではなく、画像や音声なども入出力ができる、**マルチモーダル化**が進んでいます。

文章・文字 脳 推測 言・語 分析や翻訳

画像・動画 目 色覚 手・指 創作や表現

音声・音楽 耳 聴覚 口・喉 発声や作曲



人の各感覚器官(目・耳・鼻・舌・皮膚)は機械におけるセンサーです。それぞれから入ってくる刺激(情報)を脳で処理して人は思考し判断し反応します。

AIも同じです。最初は文字を読み取る器官しかなかったところが、目や耳に相当する器官が増えると(マルチモーダル化が進むと)より複雑な推論や判断や処理が可能になりますし、人とのコミュニケーションもより自然に行えるようになります。

理研の研究で監査業務はAIにはできないとされた理由の一つは、AIは経営者とコミュニケーションがはかれないので不可能だということでした。

センサーや器官が増えて人と円滑にコミュニケーションをとることができるようになりつつある今の状況なら、もしかしたら答えは違っていたかも知れません。

生成AIのしくみは、例えば文章生成AIの場合だと、入力された文章や文字の次に来るのはどんな言葉がふさわしいのかを、大量に学習したデータをもとに確率論で計算して**推論**し、示しているだけです。人間のように**思考しているわけではない**ので、平気で嘘も言います。(ハルシネーション(幻覚)の問題)しかし、**単純な推論でも事前学習データが相当大量だと人間と同様にふるまうことがわかった**ことで、一大ブームになりました。(かつ、現時点でも、日々進化しています!)生成AIは素人でも簡単安価にそこそこ高品質な文章、画像、音楽等を手に入れることができるツールになっています。(その文章の中に「**税務相談**」「**税務書類**」などが入ってくる可能性も)

= 生成AI、そのインパクト = 無知は恥・無知は罪

税理士が生成AI(特にChatGPTのような文章生成AI)を使わなければならない理由

彼を知り己を知らば百戦危うからず(孫子)

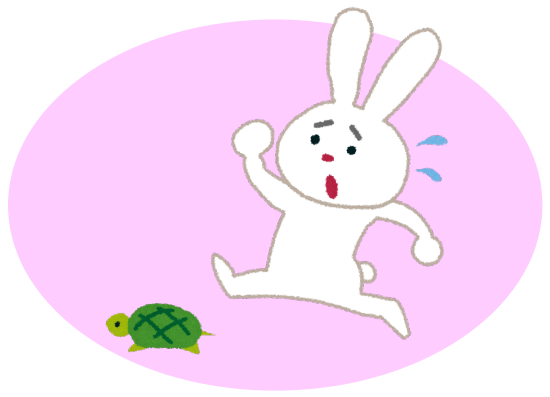
- 生成AIは、専門家ではない「素人」であっても「簡単に使えるツール」であること。
- 「素人」は、専門家に聞く前に、まずは生成AIに尋ねるような日常になることが容易に想定されること。
- 生成AIは日進月歩で日々進化・成長しているので、回答品質も日々向上することが確実であること。
- たかが生成AIだと思って情報収集を怠ると専門家として「ウサギとカメの寓話」のような結末もあり得ること。
- 生成AIを利用した申告支援サービスをクラウド事業者が実装した場合には直接的な脅威になり得ること。



平たく言えば「素人」である納税者が、当然の前提として、AI以上のパフォーマンスを税理士に求めてくる時代になった。ということである。AIに今、何ができるのかを知らなければどのレベルの回答をしなければならないのかすらわからない。無知は専門家として恥であり罪である。

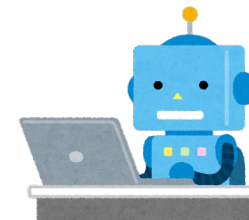
御意！

生成AI以下
の回答しか
出ないよ！
専門家な
んこの
要らない
てな



人間にしかできないことがあるからAIは脅威にはならない、というのは、単なる希望的観測でしかない。
例えば「弱いAI」でしかない生成AIは単純な推論しかしていないが、ほぼほぼ人間のようにふるまう。
人間の思考も思っているほど複雑なものではないのかも知れない…
というのが巷での噂である。

取組例 ⑥



⑥ DXの検討と実施（生き残りをかけた業務変革） ～ DXでなくても良い、Xがあればそれでヨシ！ ～

経営課題	改革の方向性（対応）	改革の方向性（転換）
①人材不足	人材確保策の実施 ※テレワーク体制を導入し雇用柔軟化	自動化省力化 ※RPA等を導入し少人数で回る仕組みを作る
②価格競争	効率化（単価DOWN） ※AI-OCR等の導入等で競争に打ち勝つ	差別化（単価UP） ※特定業務に特化するなどし競争を回避
③需要変化	効率化（時間創出） ※生成AI等の利用で時間創出し再教育	外注化（丸投げ） ※外部との連携を強化し専門分野に特化
④組織改革	組織内の見える化 ※グループウェアの利用でブラックボックス解消	分業化の徹底 ※仕事の内容を特化・先鋭化させ効率化

極端な話、Dはなくても良いです。X（変革）があり、生き残っていければそれでヨシ！
そもそも、国策として求められているのは新しい価値を創出して産業を振興し、国際競争力を高めて日本を再興すること。そのためには中小企業の変革が必要で、税理士もその一助となるよう、自らの経営課題についてDXなどに取り組みつつ、そこから得た知見などにより、顧客である納税者、中小企業に情報提供などの助力をすることが求められています。それがデジタル化が進む社会における、税理士の立ち位置でもあります。

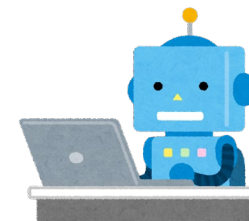


うちの事務所は芸術的な紙の申告書で生き残るぞ！



取組例 ⑥

二段階で考える。Dは改革余力創出
Xは改革本体実行



⑥ DXの検討と実施（生き残りをかけた業務変革） ～ DXでなくても良い、Xがあればそれでヨシ！ ～

第一段階：D ワークフロー分析 … 業務を分析し、分解し、単純化した上で、機械にわかる形で、標準化し、再構築する。

第二段階：X 業務改革の実施 … デジタルは目的ではない。あくまでも手段のひとつにすぎない。何をやるかが大事で本筋。

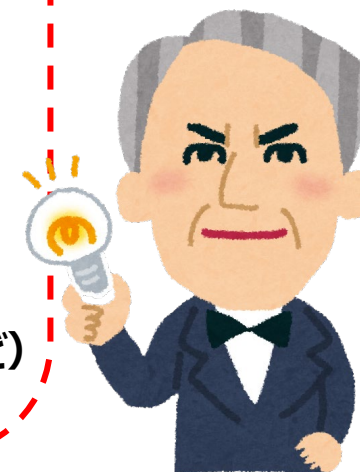
自動化＝時短は
改革余力を生み
出すための単なる
準備であって
目的ではない。

税理士事務所でのDX・AIXの取組例

- **デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルの創出**
→ AI-OCRを利用した新しい時代の記帳代行サービス
- **データやAIを活用した製品・サービスの高度化**
→ データとAIを利用した未来予測・企業価値分析サービス
- **従業員の働き方改革（ペーパーレス、リモートワーク等）**
→ BCP対策支援としての、業務デジタル化・働き方改革支援サービス
- **組織の垣根を越えたアジャイルな企画開発体制の構築**
→ 土業・分散・協力型ネットワークの構築で全国規模のワンストップ土業サービス
- **顧客体験のデジタル化によるCX（Customer Experience）の革新**
→ 生成AIを利用した税務相談チャットボットで24時間365日相談受付サービス
- **企業文化・風土の変革（デジタル人材の育成、試行錯誤を許容する文化の醸成など）**
→ デジタル人材育成支援、デジタル人材派遣、チャレンジ投資環境の整備

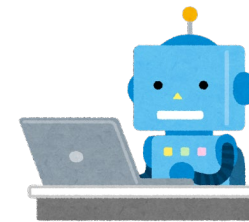
- ・明確な方針
- ・価値の共有
- ・柔軟な発想
- ・インパクト
- ・スピード感が大事！

DXとは
1%のDと
99%の変
革である



※ デジタル技術を活用して、ビジネスそのものや働き方、組織文化を変革していくことがDXの核心
※ より抜本的な変革を目指すことが重要 ※ 経営陣の信念と、従業員の意識改革が不可欠

取組例 ⑥



⑥ DXの検討と実施（生き残りをかけた業務変革） ～ 税理士事務所における最も顕著なDXの例 ～

（昔）紙の申告書で提出していた
（今）電子申告で提出し、わざわざ税務署に行かなくてよくなった

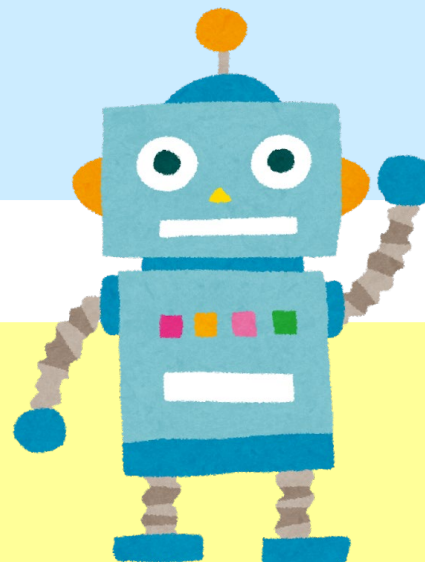
これもひとつの立派なDXです！

スマホでいつでもどこでも顧客と連絡がとれる…とかも同じですね。デジタルの力で業務を改革して「いつでもどこでも顧客対応がとれる」体制を構築し「迅速に対応する」という新たな価値を顧客に提供していることになります。

既にやっていること、取り組んでいること
その中には気づかないうちにデジタルの力で
いろいろ便利になっていることも多い。

できない理由を必死に探して言い訳したり

テレビのリモコン、便利ですよ？
使うのに、使い方を教えるのに、電波や
回路の難しい知識なんか、ぜんぜん必要
ないですよ？



DXはたいそうなことをやらなければならないのではなく、デジタルの力で便利に業務を改善していこうという取り組みです。

傷の舐めあいをするのはカッコ悪いっス！

納税者へのデジタル化支援は、例えて言えばテレビのリモコンを使うと便利ですよと納税者に教えてあげれば良いということです。気楽に考えてまずは実践！が大事。

第二部 パネルディスカッション

2. 電子申告の歴史

たかが20年されど20年



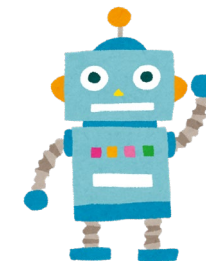
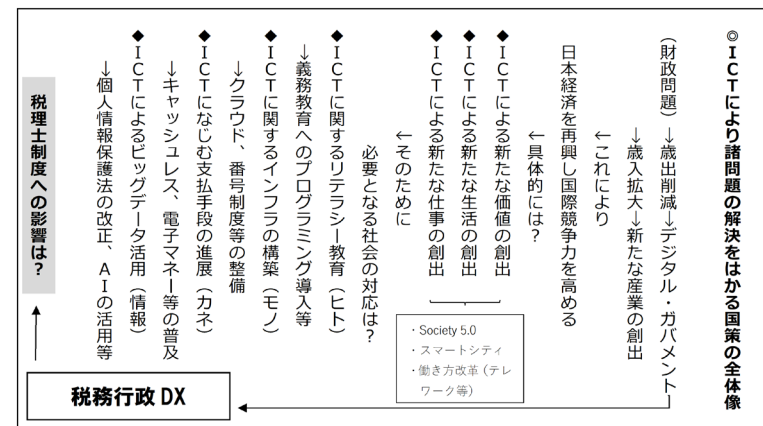
2-1. 日本における電子申告

= バブル崩壊後の平成5年に行財政改革の一環で提言 =

平成5年10月に第3次臨時行政改革推進協議会は、最終答申の中で「著しく立ち遅れているわが国の行政情報化について、個人情報の保護に万全を期しながら、一層積極的かつ戦略的に推進する」必要があるとして以下の3点を提言しました。

- ① 中期的な展望の下に行政の情報化を推進するための政府全体としての情報化推進計画の策定
- ② 各省庁間における情報の総合的利用の推進、国民に対する行政サービスの向上等
- ③ 情報化推進のための基盤を推進計画を踏まえ体系的・重点的に整備、情報化の進展に応じた行政の執務システムの必要な変革

ここから、電子政府構想（デジタル・ガバメント構想）が始まりました。電子政府（デジタル・ガバメント）の大きな特徴の一つとして、行政機関への届出・申請がインターネットを介して行えることが挙げられます。電子申告も電子政府の一環として実施されることになりました。



【計画の策定】

- 中期的展望
- 政府全体の情報化推進

【目的の設定】

- 情報の総合的利用
- 行政サービスの向上

【施策の設定】

- インフラ整備
- システム変革

2-1. 日本における 電子申告

= たかが20年、されど20年 =

平成5年10月の提言後、電子申告開始までの流れは右表のとおりです。最終的には

- ・ 国税 (e-Tax) は、平成16年に全国で稼働。
- ・ 地方税 (eLTAX) は、平成22年に全国で稼働。

となり、e-Taxで言えば、現在に至るまで20年間にわたり、進化発展を遂げてきています。

導入当初は納税者の電子署名が必要であったことなどハードルが高かったこともありe-Taxの利用率は低迷していましたが、**税理士の電子署名のみで代理送信ができるようになった平成19年度**以降は飛躍的に利用率が伸びており**令和5年度**実績では法人税申告においては**86.2%**（従前の算定方法では91.7%ですが今年度から利用率算定方法が見直されています）個人の所得税申告においても**69.3%**まで利用率が伸びています。

平成06年12月	・ 行政情報化推進基本計画が策定される 平成7年度からの5年間で各省庁内のLAN(ローカル・エリア・ネットワーク)と霞ヶ関のWAN(ワイド・エリア・ネットワーク)を構築する。
平成07年08月	・ インターネット接続機能を有する基本ソフトWindows95が発売される インターネットが誰でも利用できる通信インフラとなる。
平成09年12月	・ 行政情報化推進基本計画の改定が閣議決定される ①報道発表は速やかに行い、②ホームページで公開し、③分量が多い場合はCD-ROMで提供
平成11年06月	国税庁が「申告手続の電子化等に関する研究会」を設置する
平成12年04月	「申告手続の電子化等に関する研究会」が「望ましい電子申告制度のあり方」を公表
平成13年01月	IT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)施行 IT(情報通信技術)の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応することの緊要性に鑑み、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする
平成14年06月	・ e-Japan重点計画-2002策定 ・ 行政分野において、平成15年度に電子情報と紙情報を同等に扱うこととし ・ 行政手続をオンライン化するための電子政府・自治体関連三法案を決定、国会に提出 ・ 同法案は全国民に11桁のコード番号を付け、氏名、生年月日などの個人情報を一元管理する「住民基本台帳ネットワーク」(住基ネット)を利用し、行政機関への届出・申請をインターネットで行うことを可能にする内容
平成15年02月	・ オンライン化法案の整備法により税理士法の一部が改正される 税理士法第2条第1項第2号中「提出する書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加えることにより、インターネットでの電子申告等は税務申告の一環となる。
平成16年02月	国税電子申告・納税システム(e-Tax)が名古屋国税局管内において運用開始される。
平成16年06月	国税電子申告・納税システム(e-Tax)が全国で運用開始される。
平成17年01月	地方税ポータルシステム(eLTAX)が6府県で運用開始される。
平成22年04月	全ての自治体が地方税ポータルシステム(eLTAX)への接続を完了する。

2-1. 日本における 電子申告

= 電子申告の法的枠組み =

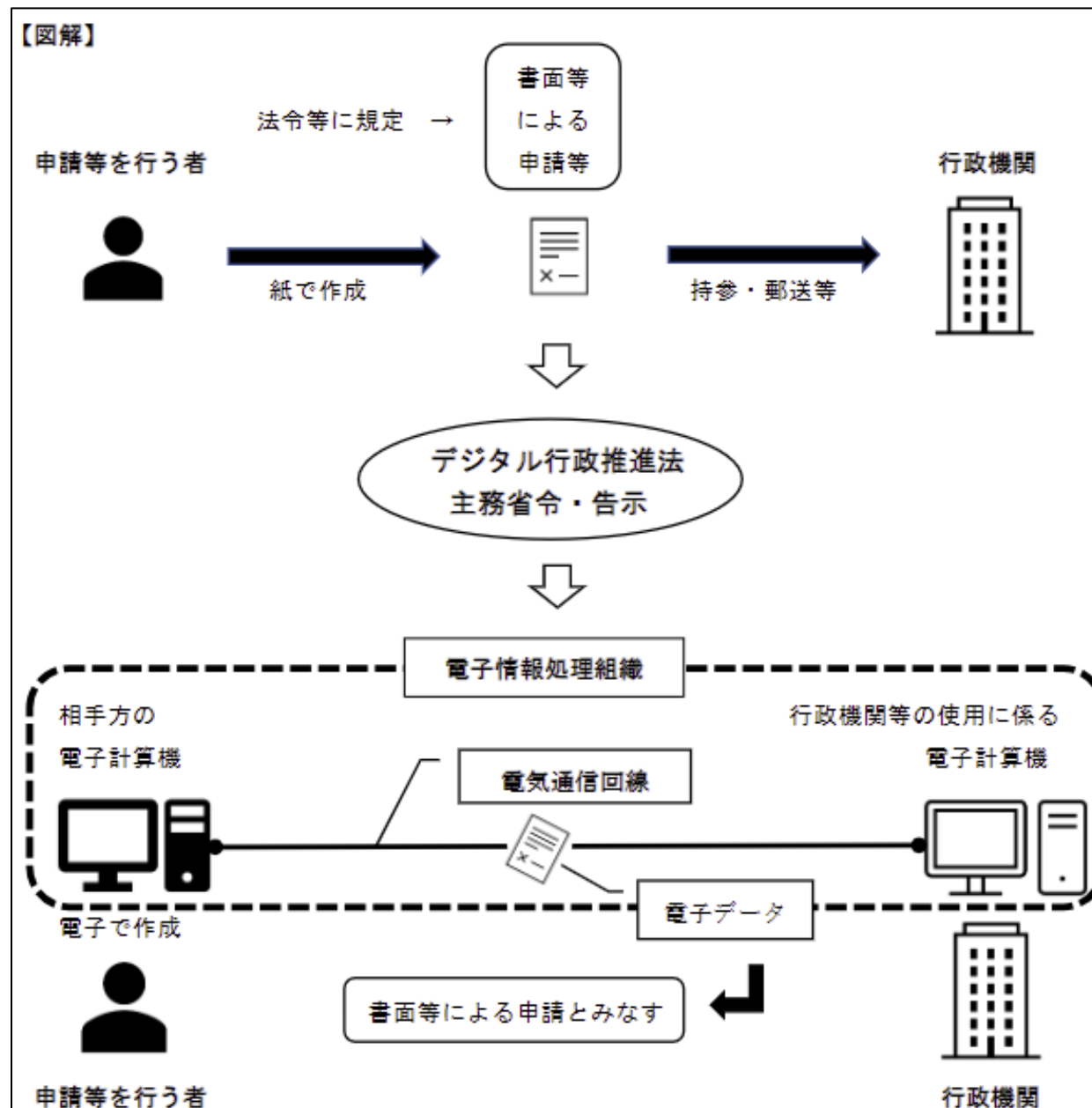
電子申告は法令の根拠なしには行えません。

ただし紙の申告を前提としている既存の法律を全て電子申告ができるように書き換えるのは非効率だし大変なので

- デジタル行政推進法に読み替え規定を置いて
- 主務省令や告示などで細かい部分を手当する

こととし、一定の要件を満たして電子申告したものは「**書面等により申告されたものとみなす**」ことで電子申告を法律上有効に成立させています。

なお、紙の書類ではなく、電子の書類について、裁判上の証拠能力を持った書類であること、つまりは**真正性を確保するために必要なツール**として**電子証明書**が利用されています。



第二部 パネルディスカッション

3. 電子証明書とは何か

意味としくみを知って使う



3-1. 電子証明書とは何か

= はじめに =

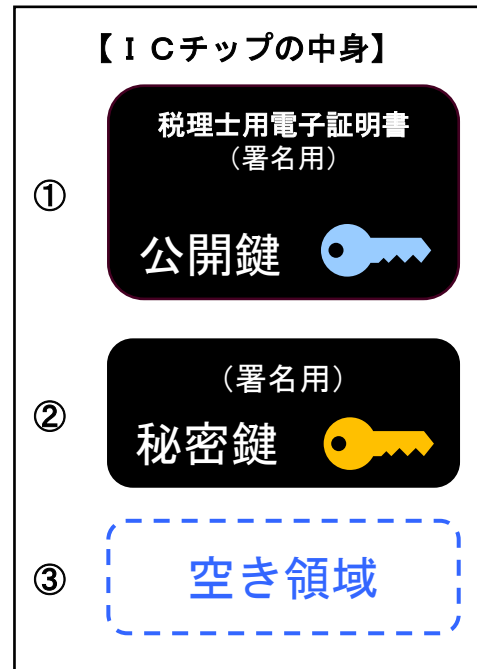
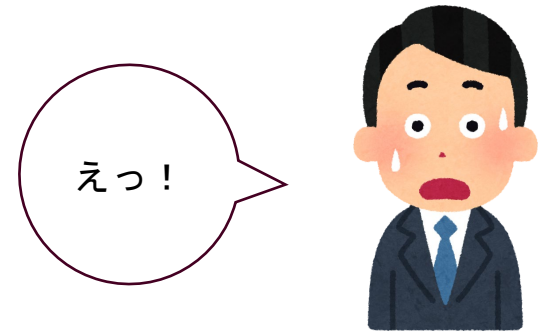
まず最初によくある誤解を解いておきます。

我々がいつも電子申告の際に利用している「税理士用電子証明書」についてはこれまで「ICチップのついたカード」そのものを「電子証明書」と呼んできましたが、これは実は正確な表現ではありません。

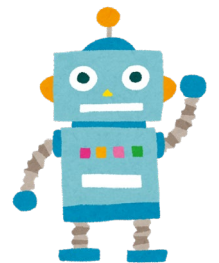
- ・ 電子証明書は、目に見えない電磁的記録
- ・ ICカードは、その容れ物に過ぎない

ので、正確に表現すれば「税理士用電子証明書 ICカード」なのだということをまずはおさえておいてください。

その上で、以下は中身（電子証明書）の話に移ります。



本来の意味での「電子証明書」はあくまでも①の部分のみを指しますが、署名には②を使います。



3 - 1 . 電子証明書とは何か

= 裁判では、何をもってその文書が「証拠能力を備えている」ことを判断（推定）するのか？ =



紙の世界

・ 民事訴訟法 第228条 第4項

（文書の成立）

第228条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

：

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

電子の世界

・ 電子署名法 第3条

第3条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

3 - 1 . 電子証明書とは何か

= 署名又は押印

紙の世界



と

電子署名 =

電子の世界

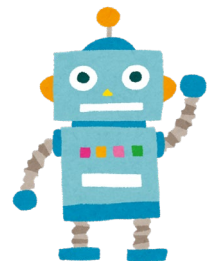


- **署名**とは、文書の作成者が自らの手で自分の名前を記入することをいいます。本人の自筆（手書き）であることにより、**本人の意思により作成されたこと**、要は真正性を推定することができます。
- **押印**とは、作成者が文書に対して自らの印鑑を押すことを指します。押印も、文書が**本人の意思によって作成されたこと**を示すものですが、署名と組み合わせたり、**印鑑登録された実印を使う**ことでより強く真正性を担保することができます。



- **電子署名**とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 1. その情報が**その措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること**。
 2. その情報について**改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること**。

紙と違って電磁的記録（データ）は改変の痕跡を残さず訂正等ができてしまうという性質があるため、電子署名については、改変されているかどうか分かる措置である事も必須とされています。

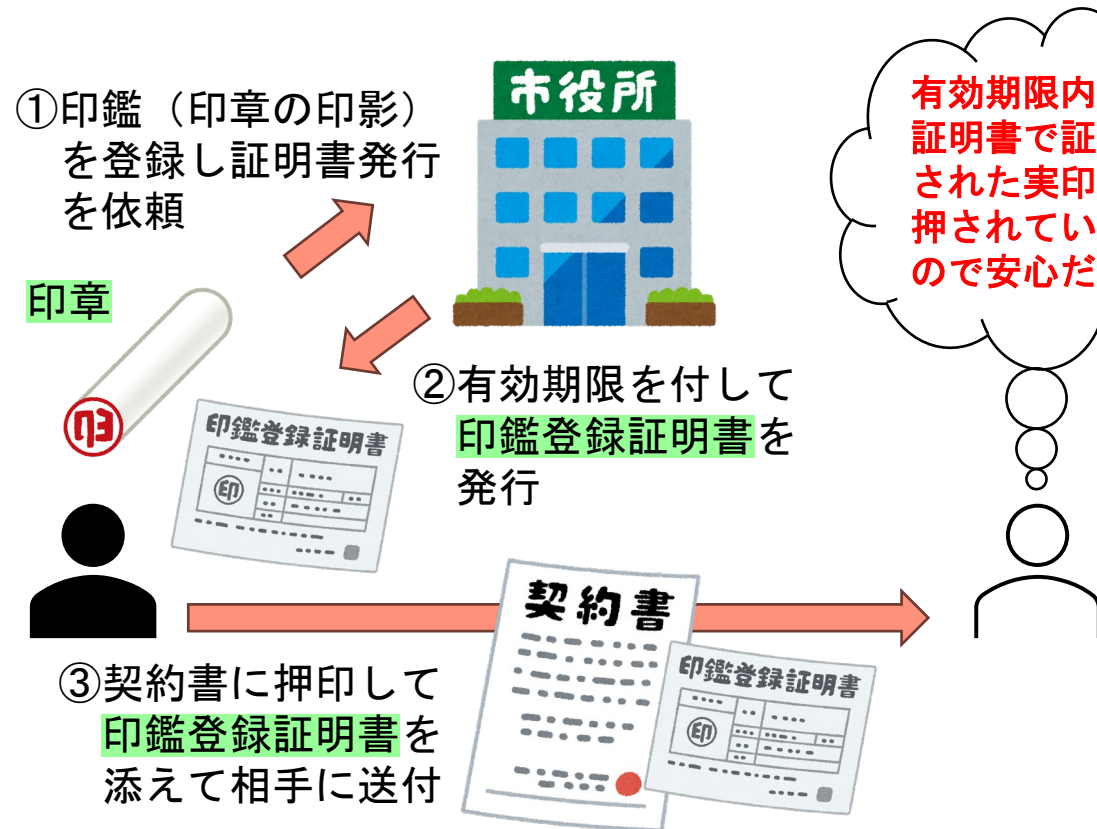


項目	印鑑（紙の世界）	電子署名（電子の世界）
目的	本人確認、文書の真正性保証	本人確認、電子文書の真正性保証
証明手段	印鑑証明書、実印	電子証明書、公開鍵暗号方式（非対称鍵暗号方式）※ ※公開鍵と秘密鍵という非対称の鍵ペアを利用する
証拠の確保方法	印鑑による物理的証明。 偽造のリスクがある	暗号技術による電子的証明。 改ざんが防止される
文書改ざん防止	押印された印鑑で証明。 ただし、改ざん検出は困難	電子署名により証明。署名時に文書のハッシュ値を記録し、改ざんを検知可能
手続きの手段	手作業による 押印、郵送や対面での手続き	インターネットを介した 署名・送信、リモート手続きが可能
処理速度	手動での処理が必要。 郵送・移動に時間がかかる。	電子的に処理が可能。 瞬時に処理される。
コスト	郵送費用や物理的な保管コストがかかる	保管コストはデジタル化で削減され、郵送不要
セキュリティ	印鑑の偽造が可能で、セキュリティは低い	公開鍵暗号方式により、高いセキュリティを実現
運用の手間	印鑑証明書の取得や押印、紙の保管が必要	電子証明書の発行管理のみ、運用が効率化される
国際的な適用	日本独自の文化・慣習として広く利用されている	国際基準に基づき、世界中で広く採用されている
有効期間	印鑑自体には有効期間がない ただし印鑑証明書の有効期間は通常3か月	暗号化技術の進展に併せ通常1～3年、最大5年 タイムスタンプ付与で10年延長が可能な場合も

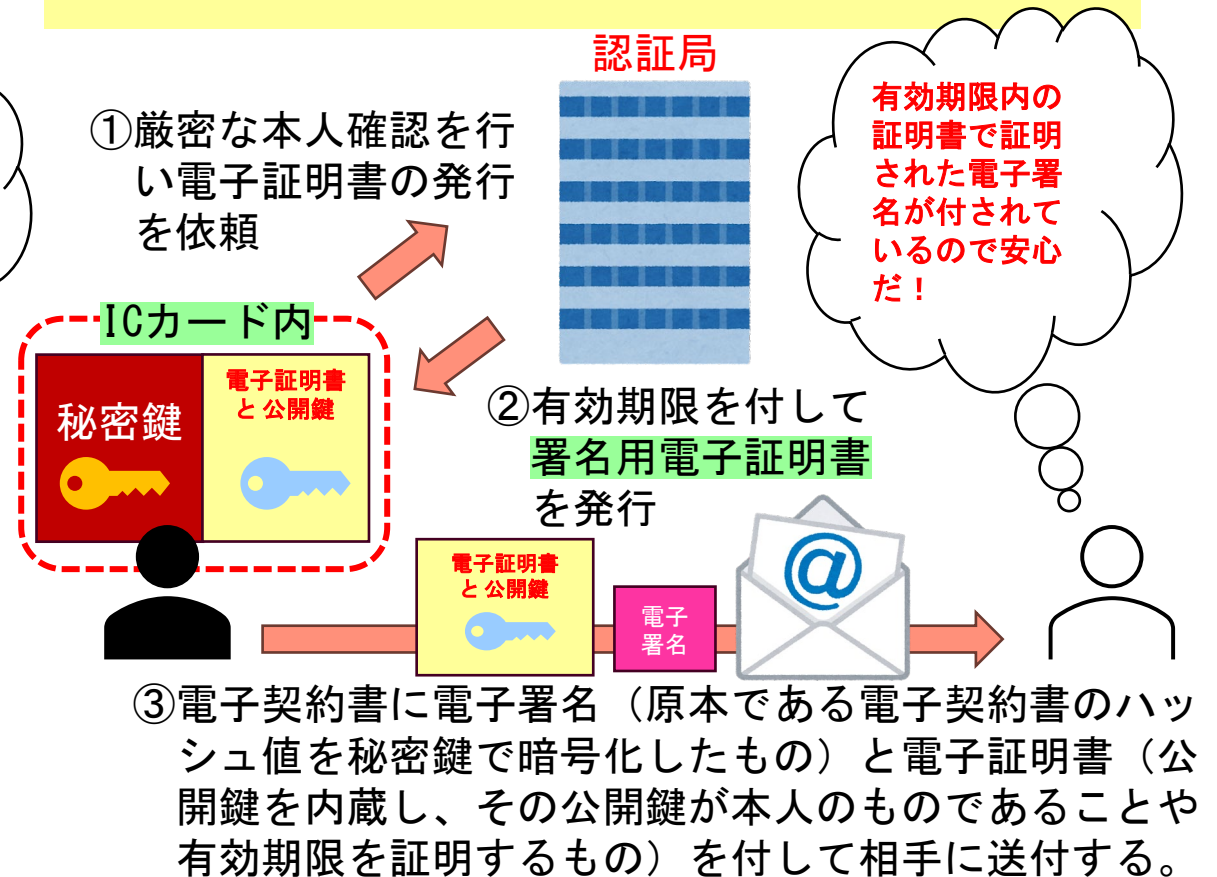
3-1. 電子証明書とは何か

= しくみを知って使う =

紙の世界



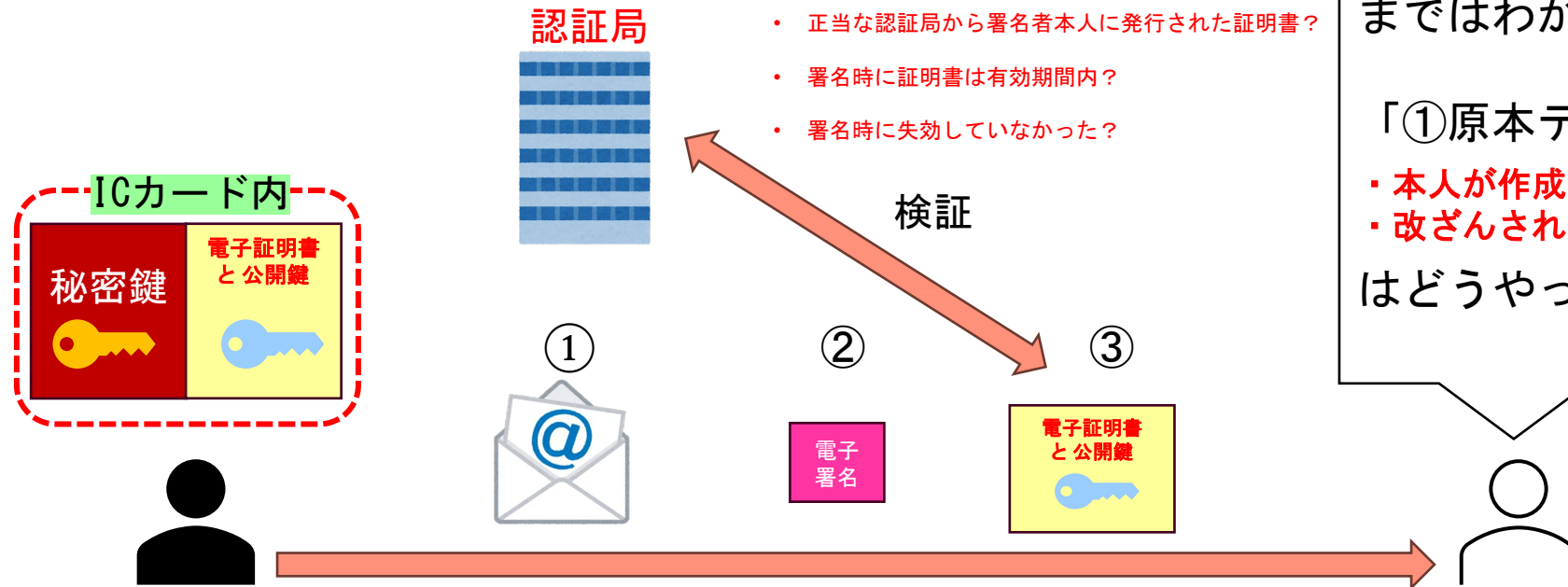
電子の世界



3 - 1 . 電子証明書とは何か

= しくみを知って使う =

電子の世界



「③電子証明書」が付されているので、認証局に照会すれば

- ・ 誰の電子証明書なのか
- ・ 有効期限内かどうか

まではわかるけども…

「①原本データ」を

- ・ 本人が作成したかどうか
- ・ 改ざんされていないかどうか

はどうやって検証するの？

- ① 電子契約書 (原本データ) に
- ② 電子署名 (原本データである①の電子契約書のハッシュ値を秘密鍵で暗号化したもの) と
- ③ 電子証明書 (公開鍵を内蔵し、それが本人のものであることや有効期限内であることを証明するもの) を付して相手方に送る

3 - 1 . 電子証明書とは何か

= しくみを知って使う =

電子の世界では 2つのスゴイ技術 が使われている！

(1) 公開鍵暗号方式

電子証明書を発行する際には「暗号化」と「復号化」を可能にする一対の「電子的な鍵」を生成します。

この一対の片方を秘密鍵 (Private Key)、もう一方を公開鍵 (Public Key) と呼びますが、秘密鍵と公開鍵には、互いに、一方の鍵で暗号化したものは、もう一方の鍵でしか復号できないという特徴があります。

秘密鍵は本人のみが知る鍵なので厳密に取り扱いますが、公開鍵は誰でも入手が可能で本人の公開鍵であるかどうかは、信頼できる第三者である認証局が保証する仕組みをとっています。(PKI (Public Key Infrastructure) …公開鍵基盤)



3 - 1 . 電子証明書とは何か

= しくみを知って使う =

電子の世界では 2つのスゴイ技術 が使われている！

(1) 公開鍵暗号方式



- ① 秘密鍵で暗号化したものは公開鍵でなければ復号（解凍）できない
- ② 公開鍵で暗号化したものは秘密鍵でなければ復号（解凍）できない

①の性質を利用する

自分が作成したものだ
相手にわかってもらえる

送り主本人だけが知っている「秘密鍵」で暗号化したデータ

→

送り主の「公開鍵」で解凍できたら、それはその送り主が作成したものである

②の性質を利用する

自分だけが受け取れるものを相手に作成してもらえる

受取人が通知した受取人の「公開鍵」で暗号化してデータを送った

→

受取人本人だけが知っている受取人の「秘密鍵」でないと復号できないので安全！

3 - 1 . 電子証明書とは何か

= しくみを知って使う =

電子の世界では 2つのスゴイ技術 が使われている！

(2) ハッシュ関数



・ 送付する電子契約書などの原本データに「ハッシュ関数」を適用すると「ハッシュ値」が得られます。「ハッシュ値」の性質は以下の二点です。

- ① 原本データのサイズが大きくても小さくても「ハッシュ値」は常に一定のサイズになる
- ② 原本データにわずかでも改変が加えられると「ハッシュ値」は大きく異なる値に変わる

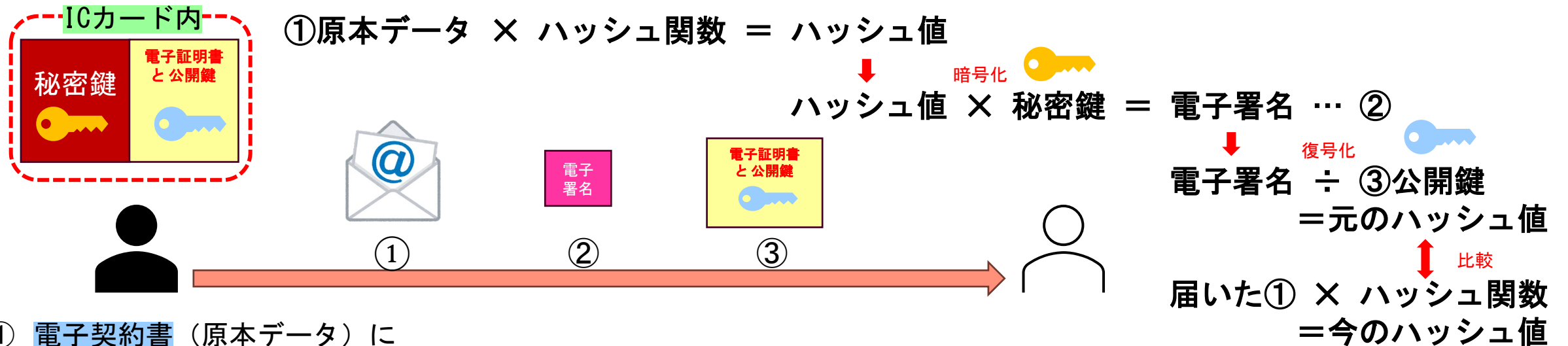
これらの性質を利用すると、原本データに「ハッシュ関数」を適用して「ハッシュ値」を求め、これを送信者の「秘密鍵」で暗号化して受信者に送ると、受信者は「公開鍵」でこれを解凍して、送信時のデータのハッシュ値を知ることができます。さらに、受信した原本データに受信者側で同じ「ハッシュ関数」を適用して「ハッシュ値」を求めて、解凍した元のデータの「ハッシュ値」と比較すれば、データの改ざんの有無がわかります。

3 - 1 . 電子証明書とは何か

= しくみを知って使う =

電子の世界では 2つのスゴイ技術 が使われている！

(3) 「ハッシュ関数」と「公開鍵暗号方式」を併用する



- ① 電子契約書 (原本データ) に
 - ② 電子署名 (原本データである①の電子契約書のハッシュ値を秘密鍵で暗号化したもの) と
 - ③ 電子証明書 (公開鍵を内蔵、それが本人のものであることや有効期限内であることを証明するもの) を付して相手に送る
- これにより、真正性 (本人が作成したものであること) と改ざん有無検出可能性を担保し電子署名法の要件を満たしている。

3-1. 電子証明書とは何か

= 実は電子証明書には種類がある =

第5世代（現行）の
税理士用電子証明書
カード

「署名用」
（実印）と
その鍵ペア
のみ在中

秘密鍵

電子証明書
と公開鍵



署名用
（実印）



法的効力は「実印」
と同じなので電子署
名法で厳重な取り扱
いが求められている。

認証用
（認印）



ログイン時に本人であるこ
とを認証するために使うと
いった用途だけなのでそこ
まで厳重な取り扱いは不要

マイナンバーカード

「署名用」
と
「認証用」
が
両方在中
（鍵ペアも）

秘密鍵

電子証明書
と公開鍵



秘密鍵

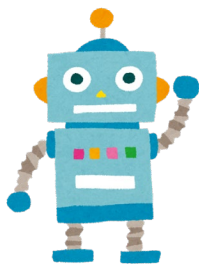
電子証明書
と公開鍵



= 参考 =

マイナンバーカードの中にある電子証明書について公的個人認証制度の解説などで使われている政府資料の図表を引用しておきます。

(URLは下記QRコードを参照)



公的個人認証制度の概要② (電子証明書について)



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

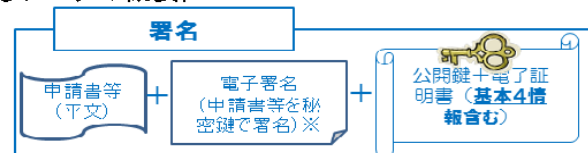
(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

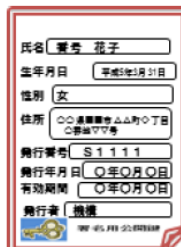


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書

(マイナンバー制度導入時(H27)に追加、H28~利用開始)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ

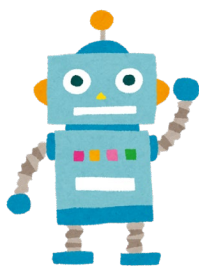


※基本4情報の記録なし

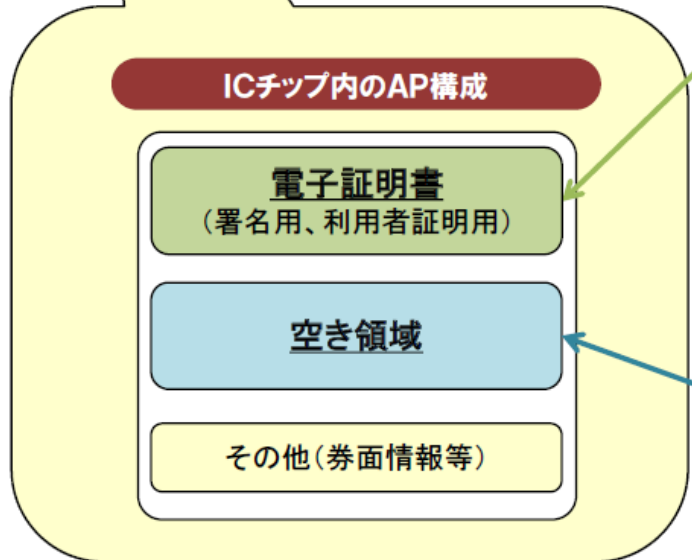
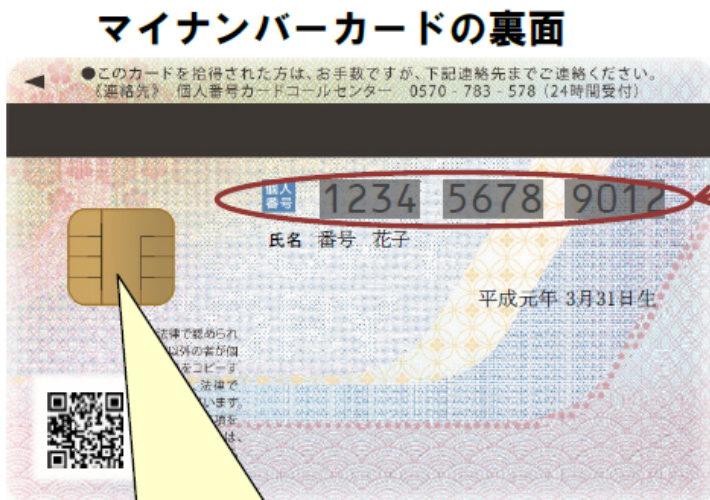
= 参考 =

マイナンバーカードの裏面記載の情報とICチップの中身の図解です。

入れ物であるICカードのチップの中に2種類の電子証明書が入っています。



現行の第5世代税理士用電子証明書のICカードには「署名用」しか入っていませんが、第6世代は…



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	田 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区麹町2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く

第二部 パネルディスカッション

4. 第6世代電子証明書

クラウド型になった理由は



4 - 1 . 第 6 世 代 電 子 証 明 書

1 . 税 理 士 用 電 子 証 明 書 に つ い て

- ① 税理士用電子証明書は、税理士業務の無償独占を堅持していくため、国税の電子申告が開始されると同時に日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）の独自事業として平成16年1月に発行を開始した。
- ② その後、日税連からは「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出し、要望事項に基づいたシステム改修を実現させることで、e-Tax、eLTAXの利便性が向上していくとともに利用率の増加にも貢献してきた。
- ③ 現在、日税連は、NTTビジネスソリューションズ株式会社（NTTBS）に税理士用電子証明書（第五世代電子証明書）の発行を委託しており、令和6年10月末での取得率は84.82%と高い水準にある。



4-1. 第6世代電子証明書

2. 新しい税理士用電子証明書の発行の必要性について

(1) 第五世代電子証明書の有効期限

第五世代電子証明書は、令和8年3月31日に一律で**有効期限が到来する**ため、税理士が電子申告を継続していくためには新しい電子証明書が必要となることから、日税連が新しい税理士用電子証明書（第六世代電子証明書）を発行する必要がある。

(参考) 第五世代電子証明書の有効期限と第六世代電子証明書発行スケジュール案

2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
第五世代							
	構築・認定取得		第六世代				
	構築		本人確認用 IC カード				

(2) 電子申告の重要性とデジタル化の推進

- ① e-Taxは年々機能強化を行い税理士は関与先のマイページから申告に必要な情報が取得可能となる。
- ② 申告書等控への收受日付印の押なつの見直しなど書面を前提とした業務の在り方の抜本的な改革が進んでいる。このような中で、**新しい形で電子申告に対応する**ことは必須である。

現行の第5世代電子証明書は令和8年3月まで有効です！

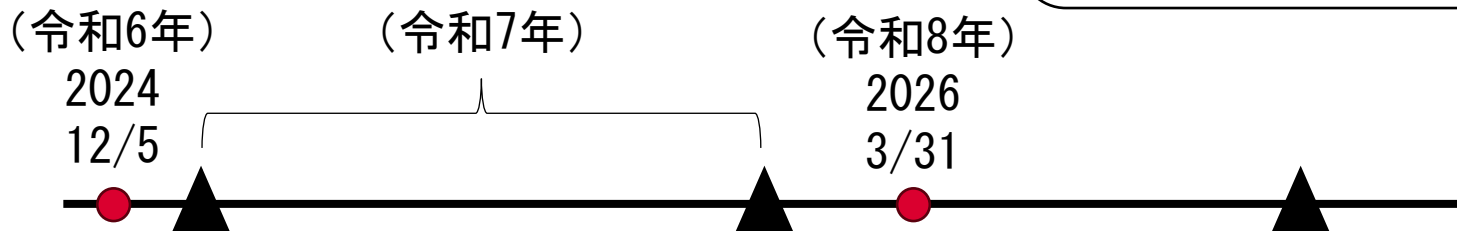
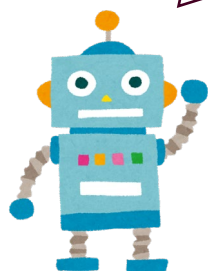
スケジュールを正しくご理解ください

- ◆ 第5世代電子証明書（紫色のICカード）の有効期限は再来年（令和8年）の3月31日です！
- ◆ 第6世代のICカードは来年（令和7年）の8月以降に交付がはじまりますが、新しいICカードが届いても第5世代電子証明書は令和8年3月31日までは念のため破棄等しないで大事に保管しておいてください！



第6世代の話をしているということは...
第5世代電子証明書はそろそろ使えなくなるってことっすか？

んなワケ
ないでしょ！



4-1. 第6世代電子証明書

3. マイナンバーカードとの関係について

- ① 将来においてはともかく、現状ではマイナンバーカードを税理士用電子証明書の代わりとして活用することは困難である。
- ② 紛失・破損した場合の予備がないこと、転居（住民票の移動）により自動的に失効すること、旧姓情報の掲載手続きが煩雑であることなどにより電子申告を行えない期間が発生するなど、税理士の業務が滞る可能性があることなどが理由である。
- ③ 国家資格等情報連携・活用システムの利用も期待されているが、予定が大幅に遅れているため、税理士用電子証明書の発行を継続する必要がある。

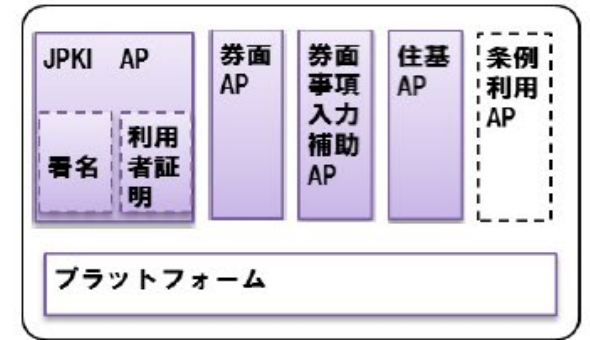
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



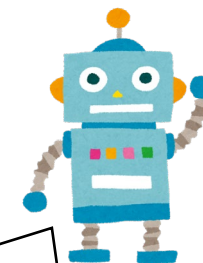
マイナンバーカードのAP構成



4-1. 第6世代電子証明書

4. 第六世代電子証明書の検討について

署名用
(実印)



「電子の実印」をこれまでどおりICカードに入れて会員先生方に配るか、クラウド上で安全に保管するかという話です。

(1) 第六世代電子証明書(署名用電子証明書)の提供方法について

① ICカードによる提供

電子証明書をこれまでと同様、ICカードのチップに格納し、税理士の手元で管理する方法。

② リモート署名方式による提供

電子証明書をクラウドのリモート署名装置に保管する方式である。

署名する際には、オンラインで本人確認できる仕組みを利用しリモート署名装置にログインする。

(2) 第六世代電子証明書の発行に関する課題

① ICカードによる提供の場合、本人限定受取郵便が必須であり、会員の負担が大きい ←「電子の実印」を配る場合

② 旧姓使用の承認を受けている者は本人申告に税理士用電子証明書を利用できない

③ 管理ツールがDL版のため改修が容易ではなく、柔軟性・拡張性がない

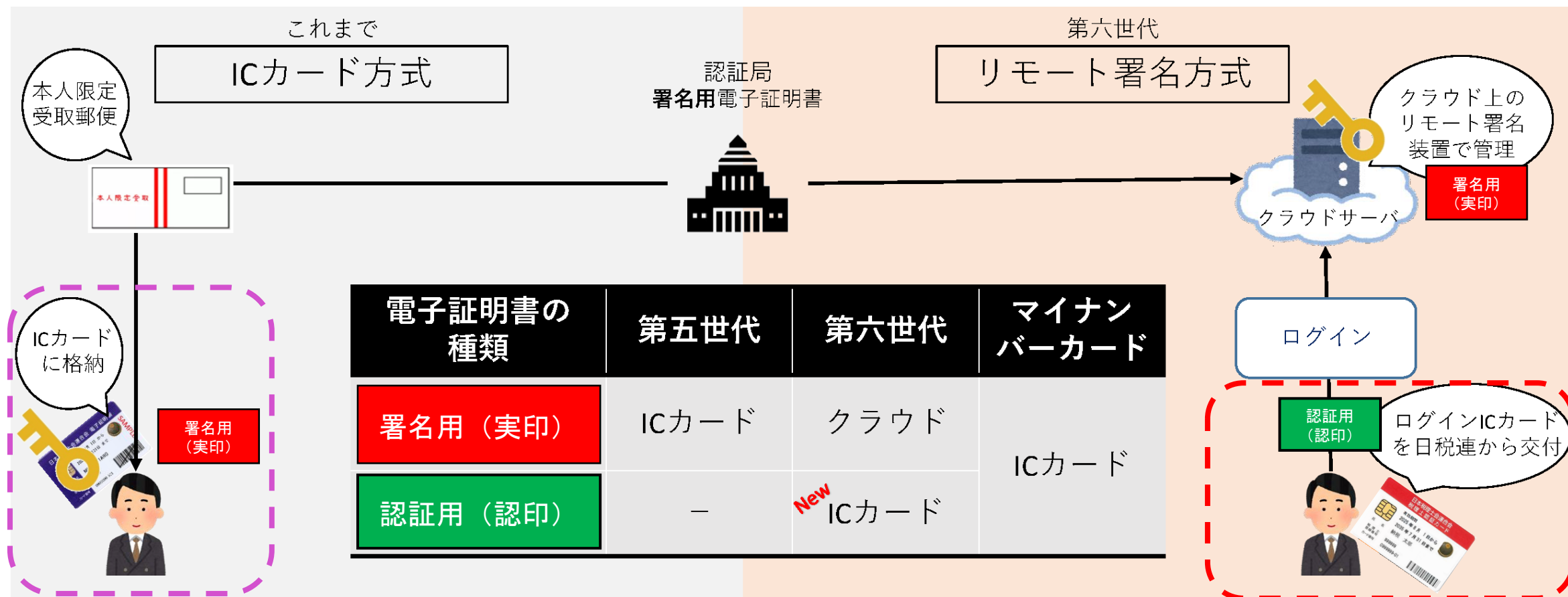
(3) 第六世代電子証明書の発行に向けた提案、費用見積りの依頼

日税連で具体的な要件を定め、民間の電子認証局を運営する企業に提案書、見積書の提出を求めたところ、NTTBS から提案書、見積書の提出があった。

4-1. 第6世代電子証明書

=クラウド型になった理由は … 電子署名方式の進化 … =

(参考) 第六世代電子証明書について



カードの位置づけ：署名用のICカード

カードの位置づけ：認証用（本人確認用）のICカード

4-1. 第6世代電子証明書

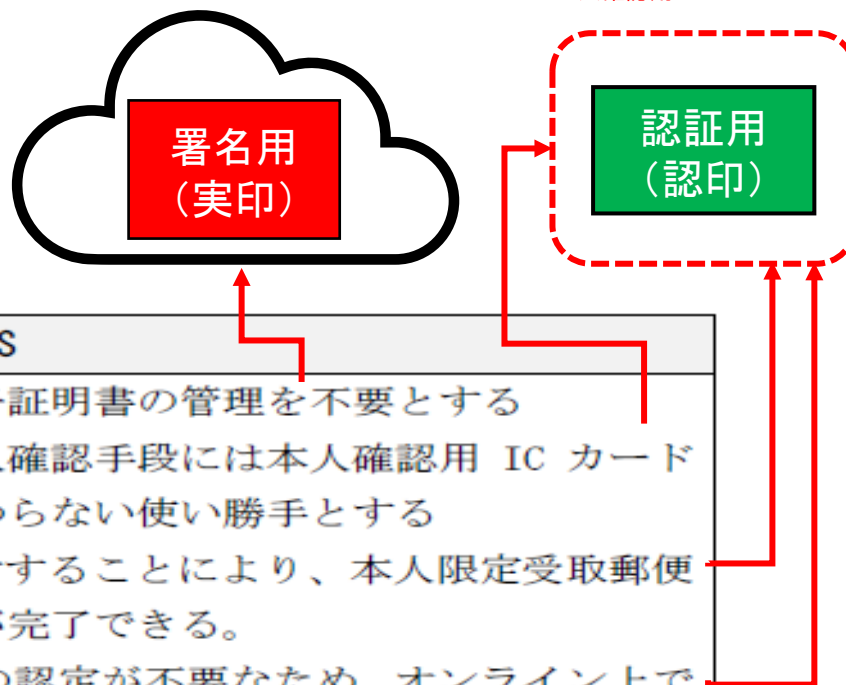
4. 第六世代電子証明書の検討について

(4) 第六世代電子証明書に係る提案

	NTTBS
新たな 利便性向上策	<ul style="list-style-type: none">・ リモート署名方式により、署名用電子証明書の管理を不要とする・ リモート署名装置にログインする本人確認手段には本人確認用 IC カードを用いることにより、これまでと変わらない使い勝手とする・ 本人確認用 IC カードは日税連が交付することにより、本人限定受取郵便が不要となり、オンラインで手続きが完了できる。・ 本人確認用 IC カードは、電子署名法の認定が不要なため、オンライン上での税理士本人を認証する用途に自由に利用できる。また、物理媒体のため、入館ゲートや会場等での出席確認にも利用できる。
現行機能・体制 の改善	<ul style="list-style-type: none">・ 旧姓使用者について戸籍名も同時格納することにより、本人申告にも利用可能とする・ 管理ツールへお知らせ表示機能を追加し、プッシュ型で情報を発信可能とする・ 管理ツールから請求情報を閲覧可能とする・ 管理ツールをクラウド化し、常に最新版が表示され、内容の修正等にも機敏に対応可能とする

クラウド上の
リモート署名装置

会員先生方の手元の本人
確認用ICカード



4-1. 第6世代電子証明書

=クラウド型になった理由は … ICカードの活用可能性 … =

本人確認用ICカードの活用可能性

各種ウェブサイトの ログインに



担い手探しナビ、研修受講管理システム、
インボイス制度税理士相談登録サイト、会員専用サイトetc
→ ID/パスワードの廃止

総会通知等の 電子化への対応に



会議招集通知・委任状の電子化
→ 改正税理士法への対応

会員専用サイトの 個人ページ化に

会報・周知依頼の掲載、個人向けのお知らせ配信
→ 個人宛にカスタマイズしたより重要な情報を発信

税理士会への 申請・届出に



電子証明書の利用申込み、税理士証票の再交付申請、慶弔金の申請etc
→ 書面手続きの廃止

デジタル世界での税理士本人の証明として

リモート税務相談、リモート税務調査、
VR事務所、メタバース事務所

→ 税理士法第2条の3への対応
→ にせ税理士の排除



証票の デジタル化に

税理士証票との一体化



会員先生方の手元の
本人確認用ICカード

認証用
(認印)



実際のカードのイメージ

4-1. 第6世代電子証明書

4. 第六世代電子証明書の検討について

クラウド上の
リモート署名装置



会員先生方の手元の
本人確認用ICカード



(5) 提案内容の検討

① リモート署名方式の将来性・本人確認用ICカードの可能性

NTTBS から提案のあったリモート署名方式は、民間での運用実績があり、商業登記電子証明書でも採用が検討されていることから、今後、主流になると考えられる。また、本人確認用ICカードは電子署名法の認定が不要であるため、広く活用することが可能であるという点は大きな付加価値をもたらすこととなる。

② オンラインで本人確認手段を持つことの重要性

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議が「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を策定するなど、進展するデジタル社会の中で非常に重要視されている。

③ デジタル社会におけるインフラとしての重要性

政府においても、マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実な本人確認を行うことができる「デジタル社会のパスポート」であるとしている。リモート署名に用いる本人確認用ICカードも、デジタル社会における資格証明書であるとも言え、会務のデジタル化や税理士法第2条の3へ対応するためのインフラとして導入するべきである。

4-1. 第6世代電子証明書

=クラウド型になった理由は … 安全性とコストと利便性 … =

リモート署名方式：認証局で生成した電子証明書を、クラウド上で管理する方式。署名時にはオンラインでリモート署名サーバにログインして利用する。ログイン時に税理士本人であることを認証する仕組みが必要。

(採用理由)

- ✓ 証明書はクラウドで管理されるため、ICカードの紛失や破損等に伴って署名用電子証明書が壊れるリスクがない。
- ✓ ログインはマイナンバーカードでも可能であるが、予備がなく業務に支障をきたす虞があること等、マイナンバーカードのみで業務を行うことは困難であるところ、本人確認用のログインICカードを配布することで解決する。

(メリット)

- ✓ 本人限定受取郵便を利用せずに、電子証明書の受取りが可能（電子証明書の申込～受取までの手続きがオンラインで完結）。
- ✓ これまでと使い勝手は変わらず、会員への混乱が生じない。

現行の第5世代電子証明書と使い勝手はほぼ変わりません

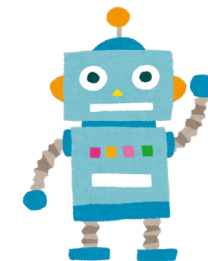


- カードリーダーに本人確認用ログインICカードをセット
- **電子申告対応ソフトで申告書等に署名**
- 送信！

署名をする場合はインターネットに繋がっていないといけません！

↑ここだけ注意！

4-1. 第6世代電子証明書



=クラウド型になった理由は … 理念的な背景 … =

1. デジタル社会で最も基本的かつ重要なツールは「電子証明書」
2. 税理士用電子証明書はデジタル社会で税理士を証明する手段！
3. 我々税理士は、日々そのツールを使って「電子申告」を実践！
4. 「電子証明書」は日々進化し今後はクラウド型が主流になる！
5. 税理士は、他士業に先駆けてクラウド型の電子証明書を活用！
6. デジタル社会の最先端士業としてその叡智を中小企業に還元！
7. クラウド型採用に伴い会務デジタル化を推進し税理士会DX！
8. デジタル社会における税理士制度の確固たる存在意義を確保！

第二部 パネルディスカッション

5. 求められる変革とは

単なる「電子化」ではない



納税者（中小企業）



税務&DX支援



税理士の使命



デジタル社会
形成基本法

業務
デジタル化
(DX)

税務行政
DX

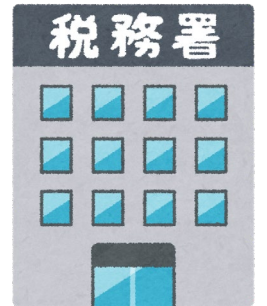
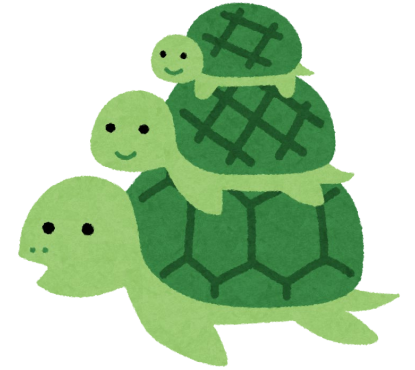
日本
再興

納税義務
の適正
な実現

税理士法

財務省
設置法

事業者のデジタル化促進



電子証明書に関する知識もこれからの社会においては重要です！中小企業にも必要な情報です！理解し伝授！

第二部 パネルディスカッション

6. おわりに

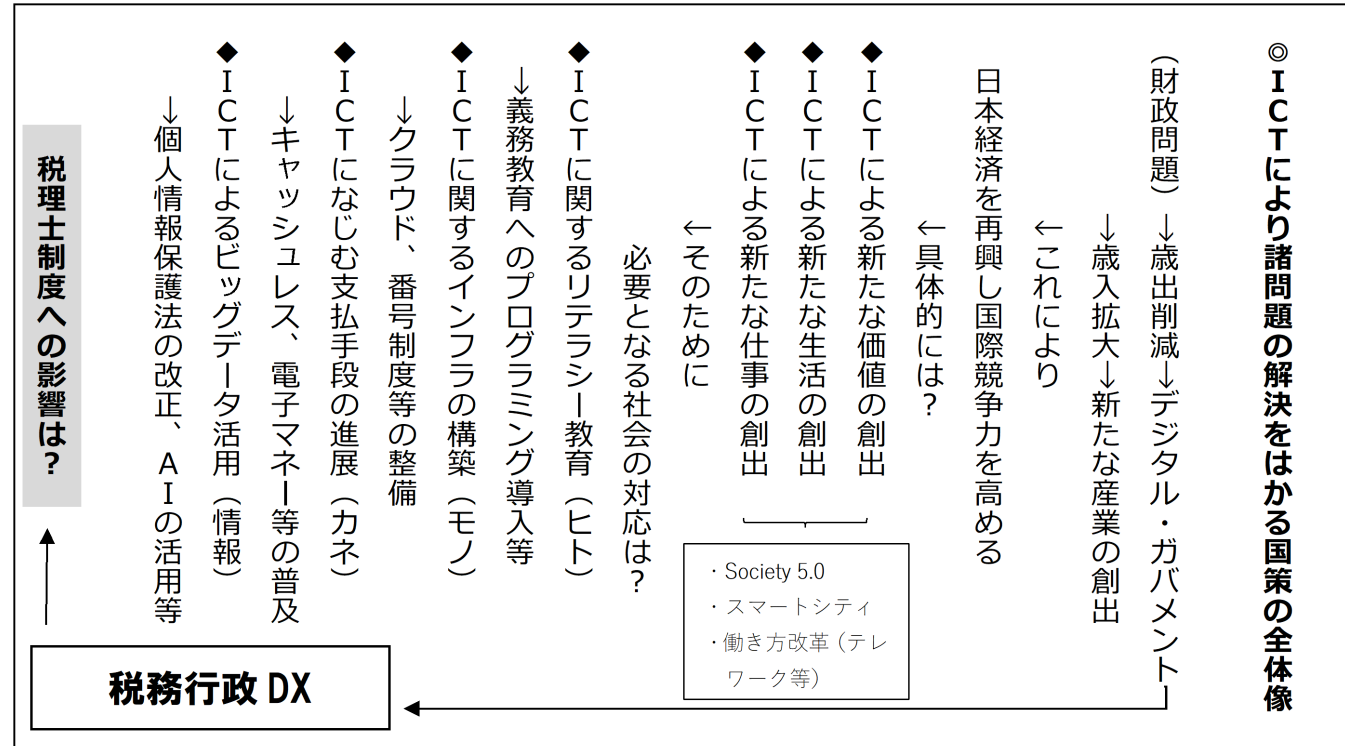
誰一人取り残さない世界へ



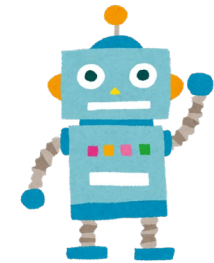
時代の波、変革の波を乗り切るには「意識改革」が必須です

我々税理士の業務ツールである電子証明書が新しくなるということだけではなく、その意味や背景をきちんと知ることの重要性を伝えたい。

たかが電子証明書されど電子証明書意味や背景を知れば我々の立ち位置も見えてきます。



我々のクライアントである中小企業者に何を伝えるべきか...

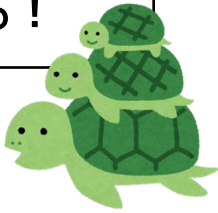


我々の「意識改革」がよりよい日本の未来を創ることに繋がります！

今だけ、金だけ、自分だけ、ではなく、誰一人取り残さない世界、「日本の未来」をつくるために、税理士として何が出来るかを考え、行動する。それがいま、国民から我々に求められていることであるという自覚が必要です（業務デジタル化もその一環）

◎ いま、なぜ、デジタル化なのかという現状認識をしっかりと行った上で3つのDXに的確に対応することが重要。

- ① 税務行政DXへの対応 … 歴史的経緯を知り、デジタル社会形成基本法、**税理士法改正の意味**を理解すべし！
- ② 税理士自身のDX対応 … 税理士、あるいは、事務所が、デジタルを活用して**生き残り**をかけた**変革**を行う！
- ③ 納税義務者のDX対応 … 納税者が、デジタル化の時代に対応できるよう**情報提供**を行い、**変革**を支援する！



◆ **Be Profession** (プロフェッションであれ)

= 金を稼ぐためだけに仕事をするのではなく 使命感を持って仕事をすべし =

◆ **Be Professional** (その上で、専門家であれ)

= 金が稼げるレベルの仕事をするのは当然！ 責任感を持って仕事をすべし =

我々は税理士です。

誇りを持ち、先頭に立って、デジタル化の時代を切り開いて行きましょう！

